

岩手県社会的養育推進計画

(2020~2029)



令和2年3月

岩 手 県

目次

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的及び性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進	2
5	計画を推進するための役割分担と連携	2

第1章 本県の社会的養育体制の状況と基本的な考え方

1	子ども家庭及び社会資源の状況	3
2	岩手県家庭的養護推進計画の取組状況	11
3	基本的考え方	13

第2章 今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み

1	各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	16
2	里親等へ委託する子ども数の見込み	21
3	施設での養育を必要とする子ども数の見込み	26

第3章 目指す姿及び推進する施策

1	当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）	27
I	一時保護及び施設入所中の子どもの権利擁護の取組	27
II	社会的養護施策等への意見表明	30

コラム／児童の権利擁護に関する最近の動向 31

2	身近な地域における子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組	33
I	市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援・取組	33
II	児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	36

3	家庭と同様の養育環境である里親等への支援及び委託の推進に向けた取組	37
---	-----------------------------------	----

コラム／子どもの家庭養育推進官民協議会とフォスターリングマーク 39

コラム／里親制度を理解してもらうために～里親制度説明会の取組～ 39

4	永続的に安定した養育環境を保障するための支援体制構築に向けた取組	40
	コラム／特別養子縁組に関する最近の動向	42
5	施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と、地域のニーズに応じた多機能化等の展開	43
	Ⅰ 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組	43
	Ⅱ 施設の高機能化に向けた取組	45
	Ⅲ 施設の高機能化・機能転換に向けた取組	47
	Ⅳ 施設の高機能化に向けた取組	49
6	子どもの権利を最大限に尊重した一時保護の実施に向けた取組	50
	コラム／一時保護ガイドライン	53
7	里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進に向けた取組	54
	Ⅰ 社会的養護自立支援事業等の取組	54
	Ⅱ 自立援助ホームの設置運営	56
8	専門的な相談対応を行う児童相談所の強化等に向けた取組	58
	Ⅰ 県児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	58
	コラム／児童相談所の体制強化	59
	Ⅱ 盛岡市の児童相談所設置に向けた取組	60
	コラム／中核市の児童相談所設置に向けた動向	61

参考資料

1	児童養護施設に入所している子どもへのアンケート調査	62
2	児童養護施設に入所している子どもとの意見交換	67
3	社会的養育推進計画策定の経緯	68
4	社会的養育推進計画の検討体制	69

はじめに

1 計画策定の趣旨

これまで岩手県では、平成 23 年 7 月に国から示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて「岩手県家庭的養護推進計画」を策定し、本県の児童養護のあるべき姿を提示して計画期間における目標を設定するとともに、児童養護施設等の小規模化や地域分散化による家庭的養護、そして里親等における家庭養護を推進してきました。

そうした中、平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）が成立し、昭和 22 年の児童福祉法制定時¹から見直されていなかった理念規定について、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」²が明記されました。

また、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされています。

こうした平成 28 年改正児童福祉法の理念を具現化するため、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」を実現するために、子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の整備を進めることとされました。そして、新たな目標として、愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現することが示されています。

また、代替養育³を必要とし、家庭復帰が困難な子どもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー⁴保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間 1,000 人以上の特別養子縁組成立を目指すとしています。

このような状況を受け、国から「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 1 号）が示され、都道府県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定することが求められました。

こうした方針に基づき、平成 27 年 3 月に策定した「岩手県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、子どもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と岩手県の現状を踏まえて、各

¹ 終戦後、戦争その他の原因で両親を失った 18 歳未満の児童数は全国で 12 万 3 千人にものぼったことから、児童保護の問題を根本的に解決するため、すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有することなどが定められた。

² まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するが、家庭における養育が適当でない場合は、養子縁組や里親の下で養育されるよう必要な措置を講じること。さらに、専門的なケアを要する等、里親等への委託が適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設で養育されるよう必要な措置を講じることとされた。

³ 保護者のいない子どもや、保護者がいても何らかの理由で育てることが困難な場合など、子どもを親から分離して、施設や里親家庭などで養育すること。

⁴ 児童福祉分野では、要保護児童が頼れる大人との安住の場を獲得すること、永続的な人間関係や生活の場を保障すること等をパーマネンシーと呼んでいる。

年度における代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定し、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す「岩手県社会的養育推進計画」を策定するものです。

2 計画の目的及び性格

本計画は、家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境の下で養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進するため、国の通知に基づき「いわてこどもプラン」の部門別計画として策定するものです。

3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

4 計画の推進

この計画の推進に当たっては、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親会、学識経験者等で構成する「岩手県社会的養育推進検討会」において、毎年度、指標の進捗状況を確認し、取組の促進を図ります。

また、令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、令和6年度末及び各期の中間年を目安として進捗状況を検証し、その結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行います。

5 計画を推進するための役割分担と連携

社会的養育を必要とする子どもの最善の利益を実現するため、家庭と同様の養育環境を提供する里親、多様かつ質の高いケアや養育を行う児童養護施設や乳児院などの各施設、身近な地域で子育てを支援する市町村と役割分担し、相互に連携して、総合的かつ効果的に取組を推進していきます。

第1章 本県の社会的養育体制の状況と基本的な考え方

1 子ども家庭及び社会資源の状況

(1) 現状

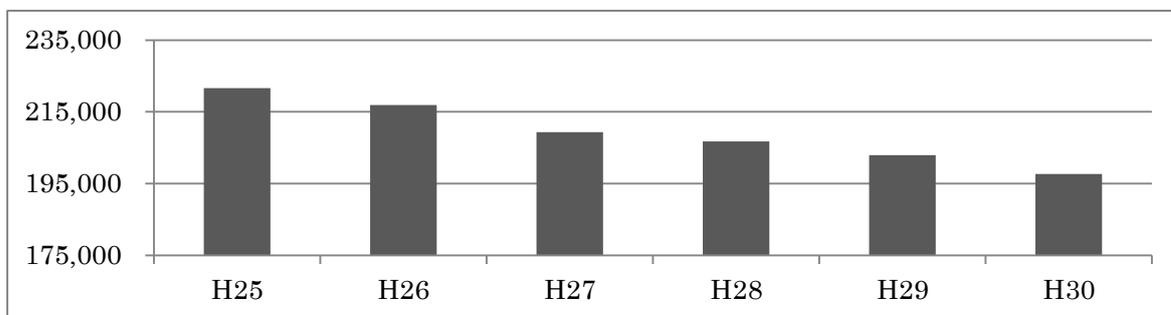
ア 20歳未満人口

- 本県の20歳未満の子どもの数は減少傾向にあり、平成25年には221,598人でしたが、平成30年には20万人を割り込みました。

なお、児童福祉法の対象は原則18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで措置を延長して支援の対象とすることができるため、20歳未満人口を記載しています。

(図表 1-1) 本県の20歳未満人口 (単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人数	221,598	216,874	209,324	206,724	202,911	198,299



(資料：総務省「国勢調査」、岩手県毎月人口推計)

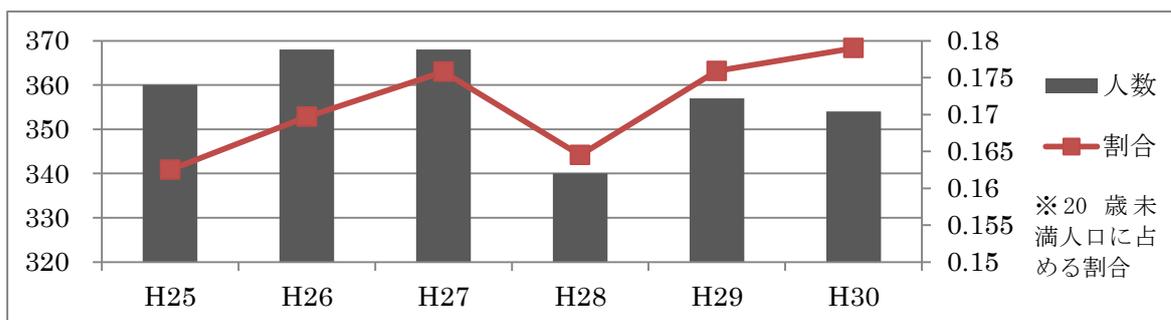
イ 要保護子ども数（里親及びファミリーホーム⁵（以下「里親等」という）への委託子ども数並びに児童養護施設及び乳児院措置入所子ども数）

- 本県の要保護子ども数の割合は、平成28年度にいったん減少しましたが、その後、再び増加しています。

(図表 1-2) 要保護子ども数（里親等委託子ども数並びに児童養護施設及び乳児院措置入所子ども数）

(年度末 単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
人数	360	368	368	340	357	354



(資料：厚生労働省福祉行政報告例、子ども子育て支援課調)

⁵ 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護の一環。

ウ 要保護子ども数（児童自立支援施設⁶、児童心理治療施設⁷措置入所子ども数）

- 児童自立支援施設の措置入所子ども数は、平成27年度以外は一桁台で推移しています。
- 児童心理治療施設の措置入所子ども数は、30人台前半で推移してきましたが、平成29年度、平成30年度は20人台前半と減少しています。
- 一方、高度なケアを必要とするケースは年々増加しており、平成30年度においては、被虐待児受入加算⁸を受けている、又は受けたことのある子どもの人数は入所子ども数の半数以上となっています。

（図表 1-3）要保護子ども数（児童自立支援施設、児童心理治療施設措置入所子ども数）（年度末 単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童自立支援施設	7	7	12	6	4	8 (4)
児童心理治療施設	30	31	33	30	22	24 (14)

※（ ）内は被虐待児受入加算歴ありの人数

（資料：厚生労働省福祉行政報告例、子ども子育て支援課調）

エ 自立援助ホーム⁹入所者数

- 自立援助ホームの入所者数は、年度によって増減していますが、平成30年度末においては、3人となっています。

（図表 1-4）自立援助ホーム入所者数（年度末 単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入所者数	6	6	4	3	6	3

（資料：子ども子育て支援課調）

オ 障害児入所施設¹⁰における措置子ども数

- 障害児入所施設に措置された子ども数は、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。

（図表 1-5）障害児入所施設における措置子ども数（年度末 単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
措置入所数	49	47	45	46	43	48

（資料：子ども子育て支援課調）

⁶ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるなどして必要な指導を行い自立を支援する施設（児童福祉法第44条）。

⁷ 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所させる等して、必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設（児童福祉法第43条の2）

⁸ 入所当初の関わりが特に重要となる被虐待児に対してより手厚い処遇体制を確保するための加算。入所後1年間適用される。

⁹ 義務教育を終了し、児童養護施設等退所、就職等する児童に対して、共同生活を営む住居において相談や生活・就業に関する支援を行う（児童福祉法第6条の3第1項）

¹⁰ 障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。「福祉型」と「医療型」がある。

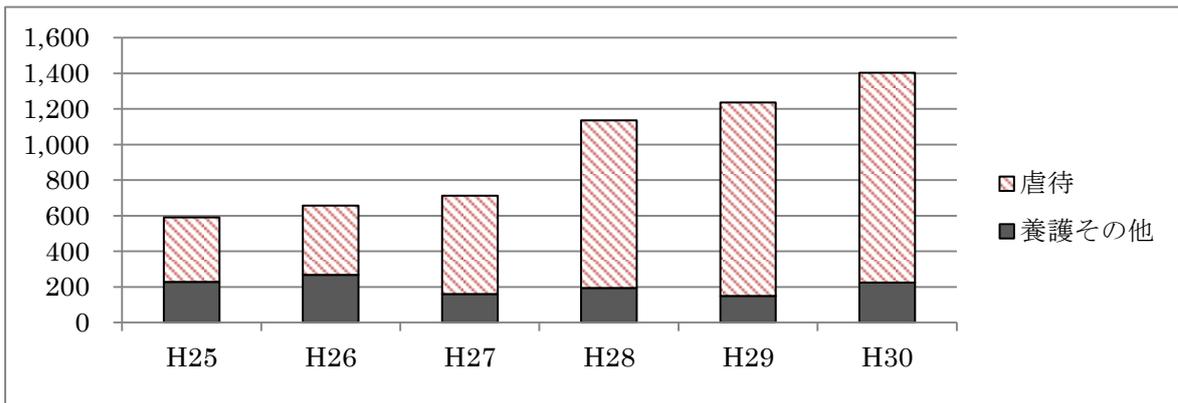
カ 児童相談所における養護相談対応件数

- 本県の児童相談所における養護相談の対応件数は、平成25年度以降増加し続けており、平成30年度の虐待相談対応件数は過去最多の1,178件となっています。

(図表 1-6) 児童相談所における養護相談対応件数

(単位: 件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
虐待	363	390	553	942	1,088	1,178
養護その他	228	267	160	193	149	225
計	591	657	713	1,135	1,237	1,403



(資料: 厚生労働省福祉行政報告例)

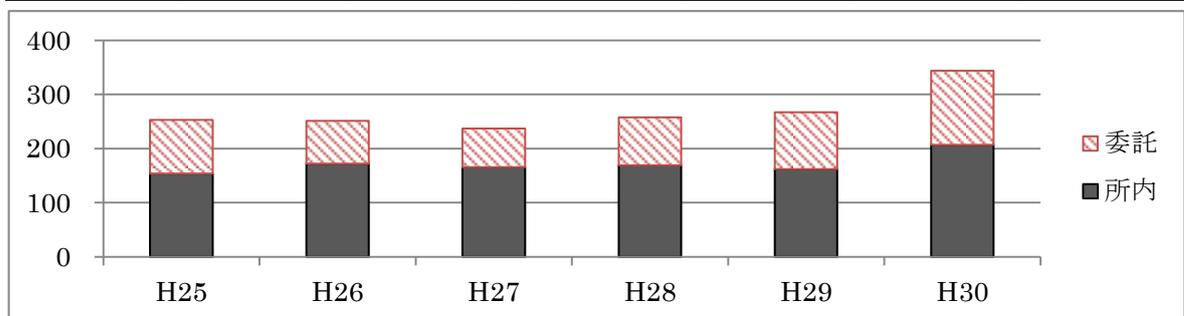
キ 児童相談所一時保護¹¹子ども数

- 本県の一時的保護子ども数は、過去6年間は横ばいで推移していましたが、平成30年度は344件と増加しています。

(図表 1-7) 児童相談所一時保護子ども数

(単位: 件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
所内	154	172	166	169	162	207
委託	99	79	71	89	105	137
計	253	251	237	258	267	344



(資料: 厚生労働省福祉行政報告例)

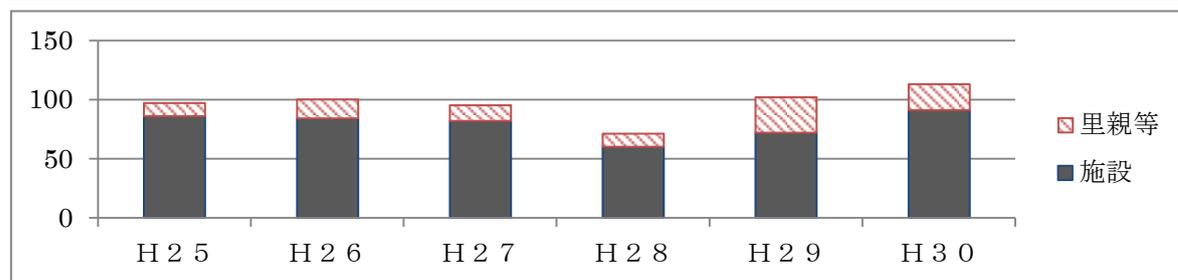
¹¹ 児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長が必要と認める場合には、子どもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その他の置かれている環境その他の状況を把握するため、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができる。

ク 養護相談による新規入所等子ども数

- 本県の養護相談による新規入所等子ども数については、平成 28 年度にいったん減少しましたが、その後は増加傾向となっています。

(図表 1-8) 養護相談による新規入所等子ども数 (単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
里親等	11	16	13	11	30	22
施設	86	84	82	60	72	91
計	97	100	95	71	102	113



(資料：厚生労働省福祉行政報告例)

ケ 児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数(里親委託から特別養子縁組となった件数)

- 本県で児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数は、ここ数年一桁台で推移しています。

(図表 1-9) 里親委託から特別養子縁組となった件数 (単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	2	1	5	3	2	4

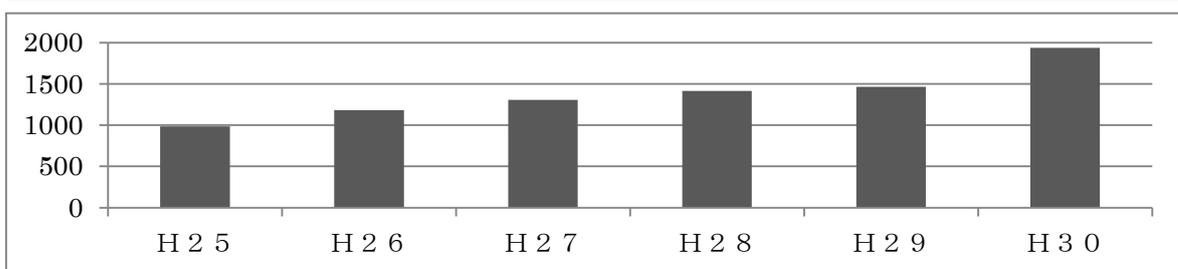
(資料：厚生労働省福祉行政報告例、子ども子育て支援課調)

コ 市町村の要保護児童対策地域協議会¹²における管理ケース数

- 市町村要保護児童対策地域協議会において管理しているケース数は、年々増加しており、平成 30 年度は県全体で 1,939 件となっています。

(図表 1-10) 市町村の要保護児童対策地域協議会管理ケース数 (単位：件)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
ケース数	984	1,182	1,305	1,414	1,466	1,939



(資料：子ども子育て支援課調)

¹² 児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」。

(2) 家庭養護の状況

ア 里親¹³（令和元年10月1日現在）

(7) 登録里親世帯数

登録里親数（実世帯数）は208世帯であり、養育里親は167世帯、専門里親は7世帯、親族里親は26世帯、養子縁組里親は80世帯となっています（重複して登録している里親がいるため実世帯数より多くなっています）。

（図表 1-11）登録里親世帯数

（単位：世帯）

里親の種類	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
世帯数	167	7	26	80	280

（資料：子ども子育て支援課調）

(4) 委託里親世帯数

委託里親世帯数は、養育里親が50世帯、専門里親が2世帯、親族里親が26世帯、養子縁組里親が2世帯となっています。

（図表 1-12）委託里親世帯数

（単位：世帯）

里親の種類	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
世帯数	50	2	26	2	80

（資料：子ども子育て支援課調）

(5) 委託児童数

里親へ委託されている児童は106人で、うち養育里親が61人、専門里親が2人、親族里親が41人、養子縁組里親が2人となっています。

（図表 1-13）委託児童数

（単位：人）

里親の種別	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
委託児童数	61	2	41	2	106

（資料：子ども子育て支援課調）

イ ファミリーホーム（令和元年10月1日現在）

- 県内にはファミリーホームが設置されておらず、他県のファミリーホームに1人を委託しています。

¹³ 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度。養子縁組を目的とせず、要保護児童を預かって養育する「養育里親」、虐待された児童や非行等の問題を有する児童、身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する「専門里親」、養子縁組を前提として児童を養育する「養子縁組里親」、3親等以内の親族の児童の親が死亡、行方不明、拘禁、入院や疾患などで養育できない場合の「親族里親」がある。（p37脚注30参照）

(3) 児童養護施設等の状況（平成31年4月1日現在）

ア 県内の児童養護施設¹⁴の状況

県内には6か所の児童養護施設があり、施設の老朽化等により順次建替え等を実施しています。所在地と定員は次のとおりです。

(図表 1-14) 県内の児童養護施設の状況

施設名	青雲荘	和光学園	大洋学園	一関藤の園	清光学園	みちのくみどり学園	計
所在地	盛岡市	盛岡市	大船渡市	一関市	花巻市	盛岡市	
定員	44 (43) ※	44	41	51	46	58	284

(資料：子ども子育て支援課調) ※ () 内の数字は暫定定員

イ 県内の乳児院¹⁵の状況

県内には2か所の乳児院があり、所在地と定員は次のとおりです。

(図表 1-15) 県内の乳児院の状況

施設名	日赤岩手乳児院	善友乳児院	計
所在地	盛岡市	盛岡市	
定員	20	23	43

(資料：子ども子育て支援課調)

ウ 県内の児童心理治療施設及び児童自立支援施設の状況

県内には児童心理治療施設と児童自立支援施設が1か所ずつあります。

(図表 1-16) 県内の児童心理治療施設の状況

施設名	ことりさわ学園
所在地	盛岡市
定員	40

(図表 1-17) 県内の児童自立支援施設の状況

施設名	杜陵学園
所在地	盛岡市
定員	45 (9) ※

(資料：子ども子育て支援課調) ※ () 内の数字は暫定定員

エ 県内の母子生活支援施設の状況

県内には1か所の母子生活支援施設があり、所在地と定員は次のとおりです。

(図表 1-18) 県内の母子生活支援施設の状況

施設名	かつら荘
所在地	盛岡市
定員	30 (7) ※

(資料：子ども子育て支援課調) ※ () 内の数字は暫定定員

¹⁴ 保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設（児童福祉法第41条）。

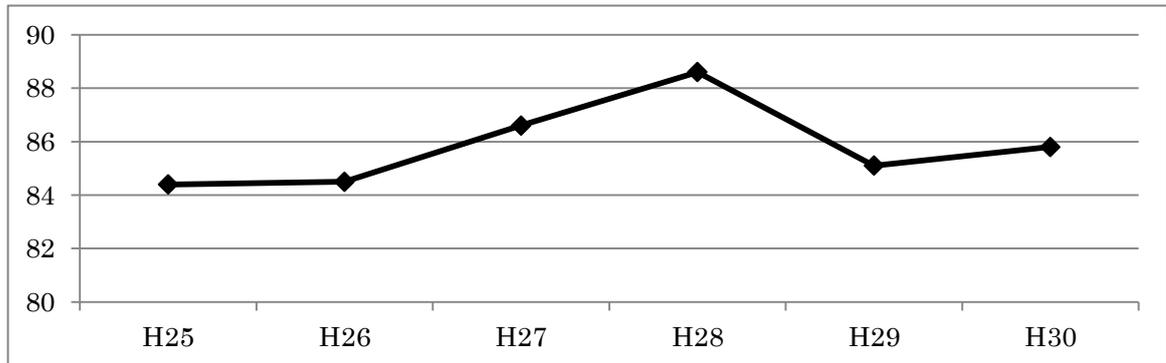
¹⁵ 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ（児童福祉法第37条）。

オ 児童養護施設の入所率

県内の児童養護施設の入所率は、80%台半ばから後半で推移しています。

(図表 1-19) 各月初日入所率の平均

(単位：%)



(資料：子ども子育て支援課調)

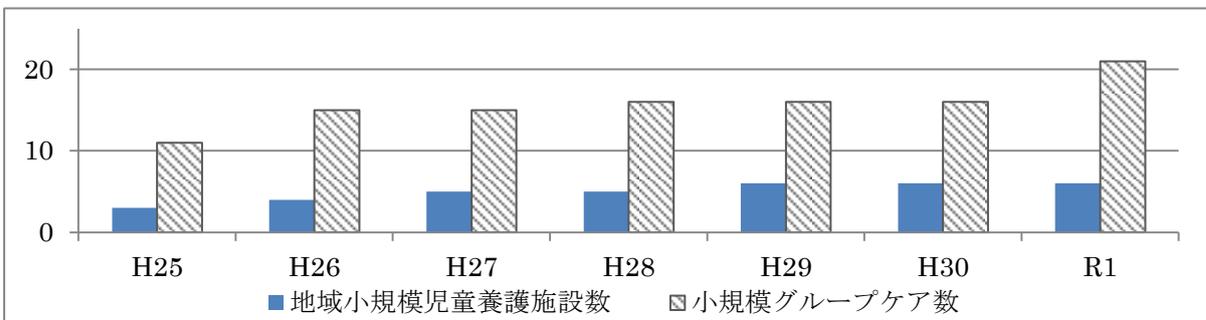
(4) 児童養護施設の小規模化及び地域分散化の状況

- 本県の地域小規模児童養護施設¹⁶及び小規模グループケア¹⁷の数は、徐々に増加しています。
- 令和元年度には、1か所の児童養護施設の改築が完成し、4か所の小規模グループケアが増加しています。また、2か所の分園型小規模グループケアも新設（うち、1か所は本園施設内から分園への移行）され、計5か所の小規模グループケアが増加しています。
- 令和2年度の開所に向け、更に1か所の児童養護施設の改築が進められているところであり、小規模化のより一層の拡大が見込まれます。

(図表 1-20) 児童養護施設の小規模化及び地域分散化の状況

(単位：か所)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1(10/1)
地域小規模児童養護施設数	3	4	5	5	6	6	6
小規模グループケア数	11	15	15	16	16	16	21



(資料：子ども子育て支援課調)

¹⁶地域社会の民間住宅等を活用した、本体施設から離れて生活する家庭的な養育環境（グループホーム）。

¹⁷小規模グループケアには、本体施設内、敷地内の別棟、敷地外にある分園型がある。

(5) 市町村

- 本県 33 市町村のうち、令和元年 10 月 1 日時点で子ども家庭総合支援拠点を設置しているのは 2 か所（盛岡市、遠野市）、子育て世代包括支援センター¹⁸を設置しているのは、12 か所です。
- 中核市である盛岡市の児童相談所設置については、盛岡市の意向も踏まえて意見交換や必要な情報の提供等を行っています。

(図表 1-21) 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点設置市町村数

年度	H29	H30	R1 (10/1)
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	7	9	12
子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	0	1	2

(6) 児童相談所

- 本県では、盛岡市、宮古市、一関市の 3 か所に児童相談所を設置しており、宮古児童相談所については、令和 3 年度中の竣工に向けて建替えの取組を進めています。
- 他の 2 つの児童相談所についても、建物が狭隘で老朽化も進行しており、建替えに向けて検討を進めます。

¹⁸市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする（母子保健法）。

2 岩手県家庭的養護推進計画の取組状況

県内の委託里親数は、平成27年度の56世帯から平成30年度は62世帯に、里親等委託率は18.9%から22.3%となりました(東日本大震災津波により孤児となった児童を除く)。

県内の地域小規模児童養護施設は、平成27年度の5か所から令和元年度には6か所に、小規模グループケア数は15か所から21か所に増加し、児童養護施設の定員は小規模化の進展に伴い324人から284人に減少しています。

(1) 施設における家庭的養護推進計画の取組計画と取組状況

施設	年度	第1期(H27~H31)の取組計画	取組状況
青雲荘	H27	定員削減(H27)	定員削減(H27:50→44)
	H28	分園型小規模グループケア新設・定員削減(H28)	
	H29		分園型小規模グループケア新設(H31)
	H30		
	H31		
和光学園	H27	定員削減(H27)	定員削減(H27:56→55)
	H28		定員削減(H28:55→50)
	H29		分園型小規模グループケア新設、定員削減(H31:50→44)
	H30	本体施設小規模化改築・定員削減(H30)	
	H31	本体施設小規模化改築(H31)	
大洋学園	H27		分園型小規模グループケア改築(H29) 定員削減(H31:46→41)
	H28	地域小規模児童養護施設改築(H28)	
	H29	分園型小規模グループケア増改築(H29)	
	H30	本園型小規模グループケア廃止・分園型小規模グループケア新設(H30)	
	H31		
一関藤の園	H27		
	H28		
	H29		
	H30	地域小規模児童養護施設新設・定員削減(H31)	
	H31		
清光学園	H27	定員削減(H27)	定員削減(H27:47→46)
	H28		本体施設改築・小規模グループケア新設(H31)
	H29		
	H30	本体施設小規模化改築(H30)	
	H31		
みちのく みどり学園	H27	地域小規模新設・定員削減(H27)	定員削減(H27:86→82)
	H28	本体施設小規模化改築(H28~H29)・定員削減(H28)	定員削減(H28:82→62)
	H29		定員削減(H29:62→63)
	H30		地域小規模児童養護施設新設(H29)
	H31	分園型小規模グループケア新設・定員削減(H31)	定員削減(H31:63→58)

(2) 県における家庭的養護推進計画の取組計画と取組状況

区分・取組計画	取組状況
施設の小規模化の推進	
人員関係	
児童指導員等の専門職員確保への支援	・専門職員配置のための財政支援
職員給与や職員配置基準の引上げの働きかけ	・社会的養護処遇改善加算の実施
施設職員に対する研修体制充実のための体系的な人材育成プログラムの検討	
児童養護施設等の職員人材確保事業の検討及び労働環境等の情報提供	
施設整備関係	
建築基準法や消防法の基準緩和等の弾力的な運用の働きかけ	
施設の小型化のための施設・増改築に係る経費の支援	施設改築への財政支援の実施
関係機関との連携強化	
児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設 ^(※) 、児童家庭支援センター等と児童養護施設との連携体制の強化の検討。※平成29年児童心理治療施設に名称変更。	・社会的養育推進検討会の構成員に児童自立支援施設、児童心理治療施設を新たに追加 ・児童相談所と施設の連絡会議開催
里親・ファミリーホームへの委託推進	
運営関係	
施設ごとの担当里親の整理	・里親支援専門相談員の担当地域の検討
里親制度の周知	・里親説明会、出前講座等の開催
里親支援専門相談員配置基準の働きかけ	・里親支援専門相談員配置のための財政支援→全ての施設への配置
ファミリーホームの県外調査の支援	・青森県のファミリーホーム視察
住宅改修や運営費等の補助制度の検討	
研修関係	
里親や里親支援専門相談員の研修体系の検討	
研修による里親のスキルアップ	・登録前研修、未委託里親研修等の実施 ・里親サロン等での研修の実施

3 基本的考え方

この計画は、現行の岩手県家庭的養護推進計画の取組状況を踏まえつつ、児童福祉法の新しい理念である子どもの権利保障と子どもの家庭養育優先原則の実現に向けた取組を通じて、社会的養育を必要とする子どもの最善の利益を実現するため策定するものです。

当事者である子どもや社会的養護の経験者、保護者などの支援対象者、里親や児童養護施設などの支援提供者からの意見を伺いながら、子どものニーズを基礎として子どもの最善の利益を考慮し、以下の考え方の下、策定したものです。

(1) 在宅支援の充実

- 家庭や地域の子育て力が低下し、子育ての孤立化が進む中で、社会による家庭への養育支援の構築が求められています。このことから、子どもの権利やニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全ての子どもと家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」や子ども等に対する必要な支援を適切に行うための「市町村子ども家庭総合支援拠点」の普及を図るなど、住民に身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実に向けて市町村を支援します。
- また、虐待の危険が高いなどの理由で集中的な在宅支援が必要な家庭には、児童相談所の在宅指導措置下において市町村が委託を受けて集中的に支援を行うなど在宅での社会的養育としての支援を実施し、子どもへの直接支援サービスや親子入所機能創設などのメニューも充実させて親子を分離しないケアの充実を図るなど、在宅の子どもに対して支援を届ける仕組みを検討します。

(2) 子どもの権利を尊重した一時保護

- 一時保護された子どもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、子どもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、「一時保護ガイドライン」¹⁹（平成30年7月6日付け子発0706第4号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ります。この際、一人ひとりの子どもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境の整備を推進します。
- 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものです。このため、閉鎖的環境（子どもの自由な外出を制限する環境等）で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内ごとなど定期的に検討します。

¹⁹ コラム（p53）参照

(3) 「家庭養育優先原則」に基づく代替養育の提供

- 代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を優先して検討します。特に乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められることに配慮します。
- 学童期以降の子どもについても、里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得といった今後の自立に向けた支援が可能であり、積極的に里親委託を検討します。ただし、家庭では困難な専門的ケアを必要としたり、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由で施設養育が必要とされる子どもに対しては、子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講じます。なお、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位の集合²⁰など、柔軟に対応します。
- 代替養育を行う際は、児童相談所、市町村、里親及び児童福祉施設等が協働して、子ども・保護者・家庭等への支援方針を明確にして家庭復帰に最大限努力します。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合には、里親制度の活用も含めた親族・知人による養育、更には、特別養子縁組、普通養子縁組を活用したパーマネンシー保障など、永続的解決を目指したソーシャルワークを行います。

(4) 施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と地域ニーズに応じた多機能化等の展開

- これまで、子どもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、家庭養育優先を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっている子ども等）のための質の高い養育を、より短期間のうちに集中的に提供するとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、その専門性を、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る中において発揮することが期待されます。
- この際に、施設と里親が地域でしっかりと連携協働を図りながらそれぞれの力を発揮するとともに、専門的なケアを必要とする子どもたちの受け皿が適切に確保されるよう必要な支援を行っていきます。

(5) 里親への支援と委託の推進

- 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親養育支援体制を構築することが不可欠で

²⁰ 新しい社会的養育ビジョンにおいては、「ケアニーズが非常に高い場合は、定員を最大4人、子ども1人に職員2人が配置される小規模ケア（生活単位）を基準とする。この場合、（略）地域に分散せずに、生活単位が集合することもあり得るが、生活単位は4か所程度とし全体としての規模を大きくしないことが望ましい」とされている。

す。このため、関係機関と連携しながら里親支援の取組を推進し、質の高い里親養育体制の整備に向けて取り組めます。

(6) 里親等委託率の目標設定

- これまでの地域の実情を踏まえつつ、子どもの権利や子どもの最善の利益の実現に向け、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、国の支援策の状況も勘案し、数値目標と達成期限を設定します。

(7) 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進

- 代替養育や在宅措置などを経験した子どもたちが自立して安定した社会生活を営むことができるよう、社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々の子どものニーズに応じた支援を提供します。

(8) 児童相談所の体制強化

- 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、平成 28 年改正児童福祉法や児童虐待防止対策体制総合強化プランに沿って、適正な職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行います。
- また、平成 28 年改正児童福祉法附則第 3 条の趣旨を踏まえ、中核市である盛岡市が児童相談所を設置しようとする場合は、積極的に支援を行います。

第2章 今後の代替養育を必要とする子ども数の見込み

この章では、今後の想定される代替養育を必要とする子ども数の見込みを算出し、そのうち、里親等へ委託する子ども数の見込みと、施設養育を必要とする子ども数の見込みを算出します。

1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

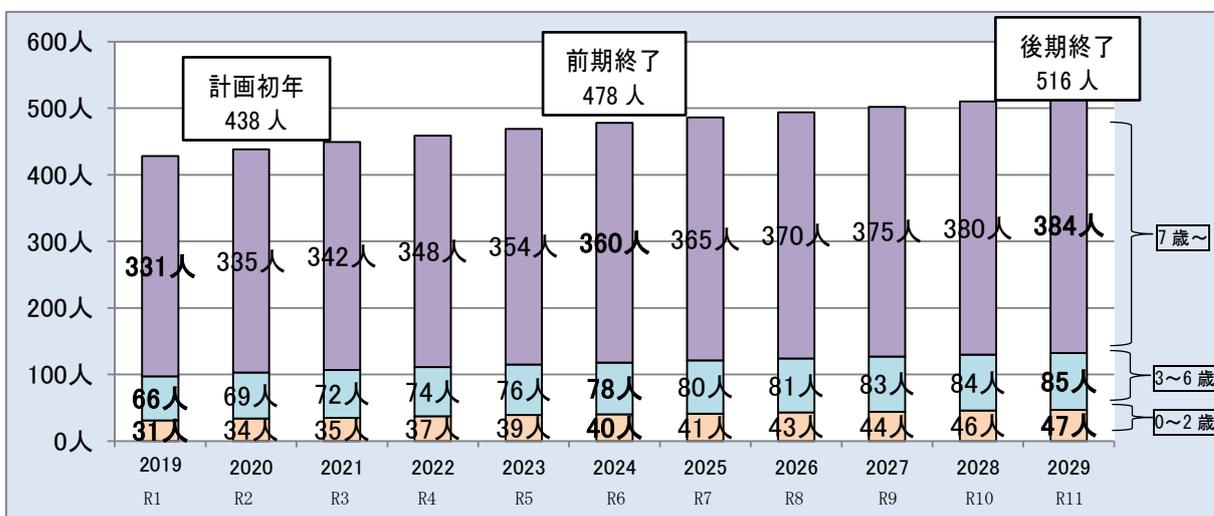
【今後の代替養育を必要とする子ども数を算出する考え方と手順】

- ① はじめに、年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に、将来の子ども人口を推計します。
- ② 次に、過去10年間に代替養育を必要とした子どもの平均伸び率を算出し、直近の年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）代替養育子ども割合に加算していき、各年度における代替養育が必要な子どもの割合を算出します。
- ③ ②で算出した割合に、①で算出した各年度における年齢区分別子ども人口を乗ずることにより、各年度の代替養育が必要な子どもの数を算出します。

上記により算出した代替養育を必要とする子ども数の見込みは次のとおりです（図表2-1）。

（図表2-1）代替養育を必要とする子ども数の見込み

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～2歳	31人	34人	35人	37人	39人	40人	41人	43人	44人	46人	47人
3～6歳	66人	69人	72人	74人	76人	78人	80人	81人	83人	84人	85人
7～19歳	331人	335人	342人	348人	354人	360人	365人	370人	375人	380人	384人
合計	428人	438人	449人	459人	469人	478人	486人	494人	502人	510人	516人



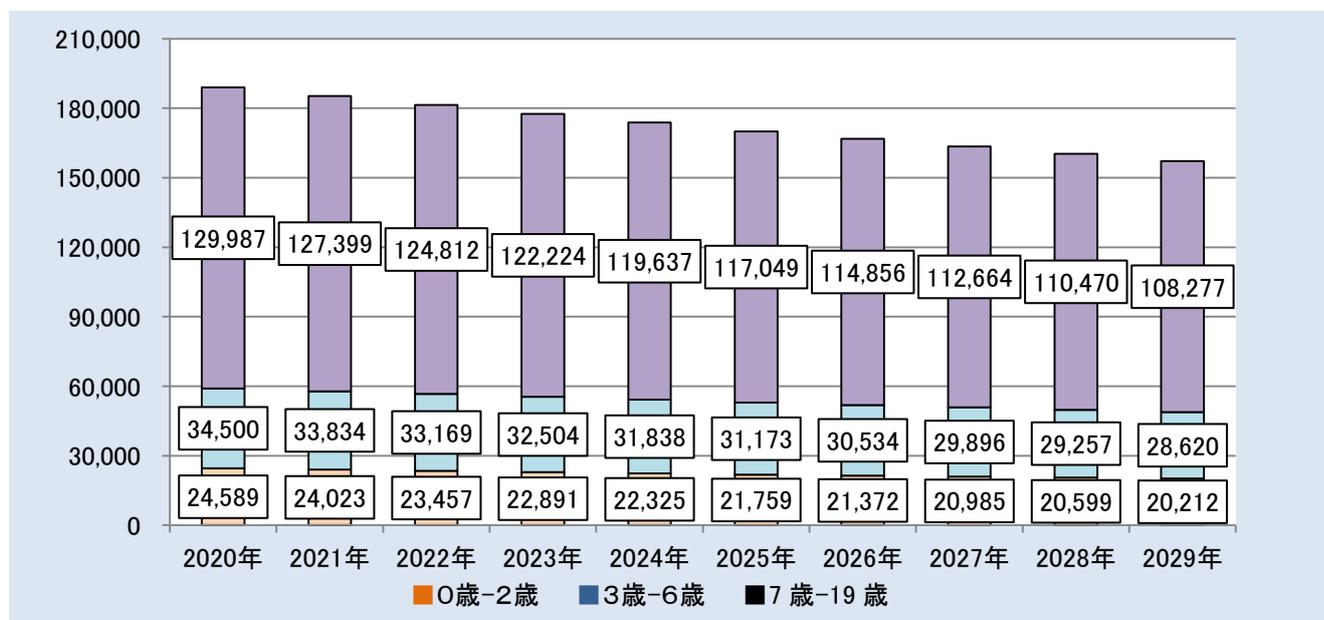
なお、次ページ以降に具体的な算出方法を記載します。

(1) 岩手県の子どもの人口

- 岩手県毎月人口推計、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（5年毎）等を基に、年齢別の子ども人口の将来推計値を算出します。
- 児童福祉法の対象は原則18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで代替養育の措置の対象とすることができるため、20歳までを算出する対象とします。
- 年齢別の将来推計値から年齢区分ごと（0歳～2歳、3歳～6歳、7歳～19歳）の子ども人口を整理すると、次のようになります（図表2-2）。

（図表2-2）年齢区分別子ども人口の推計値

年度	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～2歳	24,589	24,023	23,457	22,891	22,325	21,759	21,372	20,985	20,599	20,212
3～6歳	34,500	33,834	33,169	32,504	31,838	31,173	30,534	29,896	29,257	28,620
7～19歳	129,987	127,399	124,812	122,224	119,637	117,049	114,856	112,664	110,470	108,277
合計	189,076	185,256	181,438	177,619	173,800	169,981	166,762	163,545	160,326	157,109



（国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（5年毎）を基に算出）

(2) 代替養育が必要な子どもの割合

ア 過去10年（H21～H30）の代替養育を必要とした子どもの割合の平均伸び率

- 過去10年間に代替養育を必要とした子どもの割合（実績）から、平均伸び率を算出します。
- しかし、過去の実績は、年度によっては施設定員と委託可能な里親数の上限が影響している可能性があるため、過去の実績のみを用いて平均伸び率を算出した場合、潜在的な需要を見逃した数値となる恐れがあります。
- 児童相談所では児童虐待対応をはじめとする子どもに関する様々な相談に対応していますが、児童相談所が児童虐待対応等で一時保護する子どもについては、緊急性や重症度が高く、代替養育の必要性と相当程度関連性が高いと考えられます。
- そこで、潜在的なニーズ（必要性）を含めた数字を算出するため、過去10年間の代替養育を必要とした子どもの数に、一時保護した子どもの数を加えて、平均伸び率を算出することとします（図表2-3）。

（図表2-3）過去10年（H21年～H30年）の代替養育割合の平均伸び率・・・**0.0108%**

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
入所措置等児童数a	379	365	366	358	360	368	368	340	357	354
一時保護子ども数b	241	228	204	199	253	251	237	258	267	344
計② a+b	620	593	570	557	613	619	605	598	624	698
児童人口 e	241,887	233,441	230,132	225,914	221,598	216,874	209,324	206,724	202,911	197,679
入所等措置児童等の割合 ②/e	0.2563%	0.2540%	0.2477%	0.2466%	0.2766%	0.2854%	0.2890%	0.2893%	0.3075%	0.3531%
前年度割合との増減		-0.0023%	-0.0063%	-0.0011%	0.0300%	0.0088%	0.0036%	0.0003%	0.0182%	0.0456%

（資料：子ども子育て支援課調）

過去10年の代替養育割合の平均伸び率 【0.0108%】

$$\div ((-0.0023\%) + (-0.0063\%) + (-0.0011\%) + (0.0300\%) + (0.0088\%) + (0.0036\%) + (0.0003\%) + (0.0182\%) + (0.0456\%)) / 9$$

イ 平成30年度末における年齢区分ごとの代替養育を必要とする子どもの割合

- 平成30年度末において、代替養育を必要とした子どもの割合（年齢区分ごと）に、(2)アで算出した平均伸び率（0.0108%）を加算していき、各年度における代替養育を必要とする割合を算出します。
- なお、上表の入所措置等子ども数には、児童心理治療施設や児童自立支援施設、障がい児入所施設に入所している子どもの数は含まれていませんが、その中にも不適切な養

育環境で生活してきた子どもが含まれており、そのような子どもについても、代替養育を必要とする子どもとして数に含めることが、潜在的なニーズ（必要性）をとらえた実態に近いものになると考えられます。

- よって、平成30年度末における代替養育子ども割合（年齢区分ごと）を算出する際に、児童心理治療施設と児童自立支援施設に入所している子どものうち「被虐待児受入加算を受けている、又は受けたことのある子ども」、障がい児入所施設に入所している子どものうち、医療型施設を除いた施設に「措置されている」子どもの数を含めることとします。
- 以上の児童を含めると、平成30年度における潜在的な需要を含めた代替養育を必要とする子どもの割合は次のとおりとなります（図表2-4）。

（図表2-4）平成30年度における潜在的な需要を含めた代替養育を必要とする子ども数と割合

					計	児童人口	割合
	里親等・養護施設	障がい児入所施設（医療型除く、措置のみ）	児童自立支援施設（うち、虐待加算あり）	児童心理治療施設（うち、虐待加算あり）			
0～2歳	28	0	0	0	28	24,415	0.1147%
3～6歳	63	0	0	0	63	35,096	0.1795%
7歳～	263	45	4	14	326	138,168	0.2359%
計	354	45	4	14	417	197,679	0.2109%

（資料：子ども子育て支援課調）

- 上表で算出した「平成30年度における潜在的な需要を含めた代替養育を必要とする割合」に、(2)アで算出した平均伸び率（0.0108%）を順次加算し、各年度における代替養育を必要とする子どもの割合を次のように算出します（図表2-5）。

（図表2-5）各年度における代替養育を必要とする子どもの割合

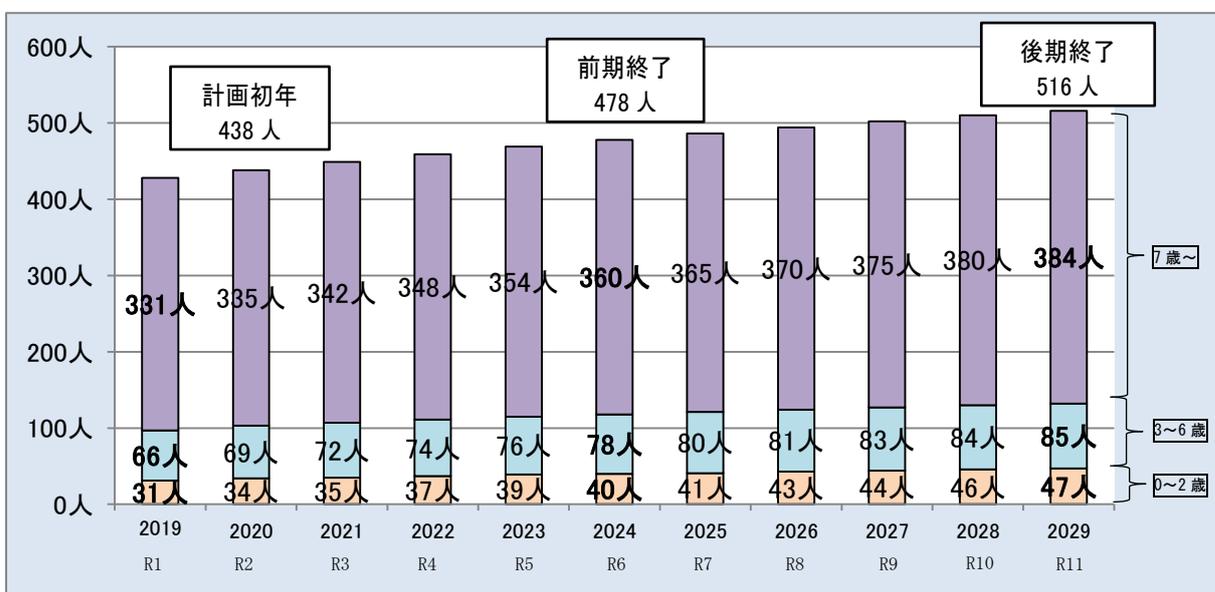
代替養育を必要とする子どもの割合（推計）	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
0～2歳（実績）	0.1147%											
0～2歳（計算値）		0.1255%	0.1363%	0.1471%	0.1579%	0.1687%	0.1795%	0.1903%	0.2011%	0.2119%	0.2227%	0.2335%
3～6歳（実績）	0.1795%											
3～6歳（計算値）		0.1903%	0.2011%	0.2119%	0.2227%	0.2335%	0.2443%	0.2551%	0.2659%	0.2767%	0.2875%	0.2983%
7歳～（実績）	0.2359%											
7歳～（計算値）		0.2467%	0.2575%	0.2683%	0.2791%	0.2899%	0.3007%	0.3115%	0.3223%	0.3331%	0.3439%	0.3547%
合計（実績）	0.2109%											
合計（計算値）		0.2217%	0.2325%	0.2433%	0.2541%	0.2649%	0.2757%	0.2865%	0.2973%	0.3081%	0.3189%	0.3297%

(3) 年齢区分ごとの代替養育必要とする子ども数

- (1)で算出した子ども人口と、(2)で算出した代替養育を必要とする割合を乗じて、代替養育が必要となる子ども数を算出します(図表 2-6)。

(図表 2-6 再掲) 代替養育を必要とする子ども数の推計

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0-2 歳	31 人	34 人	35 人	37 人	39 人	40 人	41 人	43 人	44 人	46 人	47 人
3-6 歳	66 人	69 人	72 人	74 人	76 人	78 人	80 人	81 人	83 人	84 人	85 人
7-19 歳	331 人	335 人	342 人	348 人	354 人	360 人	365 人	370 人	375 人	380 人	384 人
合計	428 人	438 人	449 人	459 人	469 人	478 人	486 人	494 人	502 人	510 人	516 人



2 里親等へ委託する子ども数の見込み

里親等へ委託する子ども数の見込みについては、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数にとらわれず、子どもの権利や子どもの最善の利益を実現することができるよう、子どもの状態に基づいて算出します。

算出の考え方と手順は次のとおりです。

【里親等へ委託する子ども数を算出する考え方と手順】

- ① 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が適当と判断される子どもの数を算出します。
- ② 既に里親等に委託されている子どもの数を加えて、里親等委託が適当と判断される子ども数の総数を算出します。
- ③ ただし、里親等委託が望ましいと判断しても、実親（親権者）の同意が得られないために里親等委託ができないケースも一定割合あることから、その分を差し引き委託率の目標値を算出します。
- ④ 算出した委託率の目標値に代替養育を必要とする子ども数を乗じて、里親等へ委託する子ども数の見込みを算出します。

上記により算出した里親等委託を必要とする子ども数の見込みは次のとおりです（図表 2-7）。

（図表 2-7）年齢区分ごとの里親等委託を必要とする子ども数と委託率の目標

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
年齢区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳-2歳	7人	8人	10人	12人	14人	16人	19人	21人	24人	26人
里親等委託率	18.7%	22.7%	26.7%	30.7%	34.8%	38.8%	42.8%	46.8%	50.8%	54.8%
3歳-6歳	20人	22人	25人	28人	31人	34人	36人	40人	42人	45人
里親等委託率	27.7%	30.5%	33.3%	36.0%	38.8%	41.5%	44.3%	47.1%	49.8%	52.6%
7歳以上	94人	103人	112人	121人	130人	140人	150人	159人	170人	179人
里親等委託率	27.8%	29.9%	32.0%	34.1%	36.1%	38.2%	40.3%	42.4%	44.5%	46.6%
合計	438人	449人	459人	469人	478人	486人	494人	502人	510人	516人
里親委託数	121人	133人	147人	161人	175人	190人	205人	220人	236人	250人
里親等委託率	27.6%	29.6%	32.0%	34.3%	36.6%	39.1%	41.5%	43.8%	46.3%	48.4%

なお、次ページ以降に具体的な算出方法を記載します。

(1) 施設に入所している子どものうち里親等委託が適切と考えられる子ども数を算出

○ 「新しい社会的養育ビジョン」及び「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」によると、施設養育が必要と考えられる子どもは、以下のような子どもとされています。

- ・ 「(家庭での) 不適切な養育に起因する行動上の問題や心理的な問題が深刻な状態」や「医療的ケアの必要性」等の理由から里親等委託が困難である子ども
- ・ 年長で家族に対する拒否感が強い子ども

○ そこで、平成 29 年度児童養護施設入所児童等調査（平成 30 年 2 月実施）において、施設に入所している子ども一人ひとりの状態を回答している児童票を利用します。

児童票では、性別や入所経路、就学及び就職の状況等 16 項目にわたって子どもの状態について調査をしていますが、その中で、設問 6 の「心身の状況」と設問 8 の「特に支援上留意している点」を参考とします。

○ 具体的には、設問 6 「心身の状況」において、障害・疾病があると回答された子ども、又は設問 8 「特に支援上留意している点」において、「医療的対応」「心理的対応」「行動上の問題」のいずれかに該当すると回答された子どもを「施設での養育を必要とする子ども」とし、その他の子どもを「里親等委託が適切と考えられる子ども」として、それぞれの数を算出します。

○ また、本調査と同じ時期（平成 30 年 2 月）における児童心理治療施設と児童自立支援施設のうち、被虐待児受入加算を受けている子ども又は受けたことのある子ども、障がい児入所施設（医療型を除く）のうち措置により入所している子どもについては、「ケアニーズの高い要保護児童」とし、「施設養育を適当」とする数に含めます。

○ これらを踏まえ、施設入所している子どものうち里親等委託が適切と判断される子どもと施設養育が適切と判断される子どもの数を算出すると、以下のようになります(図表 2-8)。

(図表 2-8) 施設入所している子ども数とその内訳

	施設入所児童		
	里親等が適切と判断される子ども (A)	施設養育が適切と判断される子ども	計 (B)
0-2歳	14	13	27
3-6歳	24	25	49
7歳以上	91	185	276
計	129	223	352

(平成 29 年度児童養護施設入所児童調査、子ども子育て支援課調)

(2) 「施設入所している子どものうち里親等委託が適当と判断される子ども」と「既に里親等に委託されている子ども」を合算し、里親等委託が適当と判断される子どもの総数を算出

- (1)で算出した数に、本調査と同じ時期（平成 30 年 2 月）に里親等に委託されている子どもの数を合算し、里親等委託が適当と判断される子ども数の総数を算出すると、次のようになります（図表 2-9）。

(図表 2-9) 施設入所中の子どもも含めた里親等委託が適当と判断される子どもの総数

	施設入所児童			里親等委託中の子ども (C)	合計 (D) =(B)+(C)	里親委託中の子どもも含めた里親等委託が適当と判断される子ども (E) =(A)+(C)
	里親等が適当と判断される子ども (A)	施設養育が適当と判断される子ども	計 (B)			
0～2歳	14	13	27	4	31	18
3～6歳	24	25	49	8	57	32
7歳以上	91	185	276	87	363	178
計	129	223	352	99	451	228

(平成 29 年度児童養護施設入所児童調査、子ども子育て支援課調)

(3) 実親（親権者）の同意が得られないケースを考慮して目標値となる里親委託率を設定

- 現在、里親等への委託には実親（親権者）の同意が必要ですが、その同意が得られないために、里親等委託が望ましいと判断しても、里親等委託ができないケースも一定数存在します。
- そこで、実親（親権者）の同意が得られないために里親等への委託ができない割合について算出し、その分の人数については、上表の「里親等委託が適当と判断される子ども」から「施設養育が適当と判断される子ども」へ振り分けることとします。
- 平成 30 年度に乳児院・児童養護施設に措置された子どものうち、実親（親権者）の同意が得られなかったために、里親等委託ができなかった割合は、以下のとおり 10%程度です（図表 2-10）。

(図表 2-10) 実親（親権者）の同意が得られなかったために里親等委託ができなかった割合 (H30)

	新規入所子ども数	実親（親権者）の同意が得られず、施設入所となった子ども数（※社会診断所見等で確認できる数）	割合
乳児院	22	4	18%
児童養護施設	59	4	7%
計	81	8	10%

- 年齢区分ごとに、「里親等委託が適当と判断される子ども」の10%を算出すると、「0歳～2歳」では1人、「3歳～6歳」では2人、「7歳以上」では9人となります（図表2-11）。

（図表2-11）実親（親権者）の不同意により、里親等委託へ至らない子どもの推計

年齢区分	「里親等委託が適当と判断される子ども」数	割合	「施設養護が適当と判断される子ども」へ振り分ける人数
0歳～2歳	14人	×10%	1人
3歳～6歳	24人		2人
7歳以上	91人		9人

- 上記で算出した人数（0歳～2歳：1人、3歳～6歳：2人、7歳以上：9人）を「里親等が適当と判断される子ども」から「施設養育が適当と判断される子ども」へ振り分けると、以下のようになります（図表2-12）。

（図表2-12）実親（親権者）の不同意により里親等委託へ至らない子ども数を考慮して算出した里親等委託率

	施設入所児童				合計 (D)= (B+C)	委託中児童も含めた 里親等が適当と判断 される子ども (E)= (A)+ (C)	目標委託率（案） (E)/(D) 【達成年度】 2029年度 (計画の最終年度)
	里親等が 適当と判 断される 子ども (A)	施設養育 が適当と 判断され る子ども	計 (B)	里親等委 託中の児 童 (C)			
0-2歳	13	14	27	4	31	17	54.8%
3-6歳	22	27	49	8	57	30	52.6%
7歳以上	82	194	276	87	363	169	46.6%

- 委託率の達成時期については、里親不調を出さないための慎重かつ丁寧なマッチング、里親等委託後の子どもや里親への十分な支援といったフォスタリング業務が充実し、関係機関の連携が強化される必要があることから、計画の最終年である令和11年度とします。
- なお、過去10年の里親等委託率の傾向を基に令和11年度の委託率を推計すると、次のようになります。今回算出した目標値はこの数値よりも高い数値であり、この差を埋めるため、フォスタリング業務の充実、関係機関の連携強化に向けて取り組む必要があります。

■参考：過去10年の傾向から算出した里親等委託率（令和11年）

年齢区分 \ 年度	2029年（R11年）
0歳-2歳	23.5%
3歳-6歳	35.0%
7歳以上	36.3%
全体	35.1%

(4) 年齢区分ごとの里親等委託子ども数

- (3)で求めた里親等委託率の目標値を2029年度に達成すると仮定し、2018年から等間隔で里親等へ委託する子ども数が増えるものとして推計します(図表2-13)。

(図表2-13) 年齢区分ごとの里親等委託を必要とする子ども数と委託率の目標

年度 年齢区分	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
0歳-2歳	7人	8人	10人	12人	14人	16人	19人	21人	24人	26人
里親等委託率	18.7%	22.7%	26.7%	30.7%	34.8%	38.8%	42.8%	46.8%	50.8%	54.8%
3歳-6歳	20人	22人	25人	28人	31人	34人	36人	40人	42人	45人
里親等委託率	27.7%	30.5%	33.3%	36.0%	38.8%	41.5%	44.3%	47.1%	49.8%	52.6%
7歳以上	94人	103人	112人	121人	130人	140人	150人	159人	170人	179人
里親等委託率	27.8%	29.9%	32.0%	34.1%	36.1%	38.2%	40.3%	42.4%	44.5%	46.6%
合計	438人	449人	459人	469人	478人	486人	494人	502人	510人	516人
里親委託数	121人	133人	147人	161人	175人	190人	205人	220人	236人	250人
里親等委託率	27.6%	29.6%	32.0%	34.3%	36.6%	39.1%	41.5%	43.8%	46.3%	48.4%

3 施設での養育を必要とする子ども数の見込み

国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、家庭養育優先原則に基づき里親等委託を推進していく一方で、「保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、各年度とも、代替養育を必要とする子ども数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること」としていることから、その考え方を踏まえ、専門的なケアを必要とする子どもが施設で確実に支援を受けられるよう、施設での養育を必要とする子ども数の見込みを算出します。

算出の方法は次のとおりです。

○ 本章の1で算出した各年度の代替養育を必要とする子どもの見込数から、本章の2で算出した里親等へ委託する子どもの見込数を減じて、施設養育が必要な子どもの数の見込みを算出します。

○ 「施設での養育を必要とする子ども数の見込み」
 = (代替養育を必要とする子ども数) - (里親等へ委託する子ども数)

上記により算出した代替養育を必要とする子ども数の見込みは次のとおりです（図表 2-13）。

（図表 2-14）各年度における代替養育を必要とする子ども数とその内訳

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
年齢区分	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	
0-2 歳	34 人	35 人	37 人	39 人	40 人	41 人	43 人	44 人	46 人	47 人	
	里親等	7 人	8 人	10 人	12 人	14 人	16 人	19 人	21 人	24 人	26 人
	施設	27 人	27 人	27 人	27 人	26 人	25 人	24 人	23 人	22 人	21 人
3-6 歳	69 人	72 人	74 人	76 人	78 人	80 人	81 人	83 人	84 人	85 人	
	里親等	20 人	22 人	25 人	28 人	31 人	34 人	36 人	40 人	42 人	45 人
	施設	49 人	50 人	49 人	48 人	47 人	46 人	45 人	43 人	42 人	40 人
7 歳以上	335 人	342 人	348 人	354 人	360 人	365 人	370 人	375 人	380 人	384 人	
	里親等	94 人	103 人	112 人	121 人	130 人	140 人	150 人	159 人	170 人	179 人
	施設	241 人	239 人	236 人	233 人	230 人	225 人	220 人	216 人	210 人	205 人
計	438 人	449 人	459 人	469 人	478 人	486 人	494 人	502 人	510 人	516 人	
	里親等	121 人	133 人	147 人	161 人	175 人	190 人	205 人	220 人	236 人	250 人
	施設	317 人	316 人	312 人	308 人	303 人	296 人	289 人	282 人	274 人	266 人

第3章 目指す姿及び推進する施策

1 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

I 一時保護及び施設入所中の子どもの権利擁護の取組

【目指す姿・基本方向】

- 一時保護中の子どもや、児童養護施設、里親の下等で生活している子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されています。また、今まで以上に自分の気持ちや意見を表明することができ、今後の支援方針に可能な限り反映されています。

【現 状】

- 平成28年改正児童福祉法により、子どもが権利の主体であることが明確化され、「新しい社会的養育ビジョン」においても、子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行うことが示されています。
- また、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童の権利擁護に関して、親権者等による体罰の禁止や児童の意見表明権を保障する仕組みの検討について明記されました。
- このような中、児童相談所一時保護所や児童養護施設等で養育されている子どもに対して、「いわてこどものけんりノート」²¹の活用や日常的な面接により子どもの権利擁護について理解を促しています。
- また、各施設において、子どもの暴力防止プログラムであるCAP²²活動、権利擁護研修等を実施しています。
- 児童相談所では、子どもが意見を表明できるよう一時保護所内における意見箱の設置、苦情解決受付けや責任者の配置により、投書内容や苦情等について、所内で共有・検討できるようにしています。また、受け付けた苦情については、第三者委員の設置により子どもの意見や苦情の内容について外部委員を含めて検討できる体制を整備し、子どもの権利擁護が図られるよう取り組んでいる児童相談所もあります。
- 児童養護施設等においても、子どもの人権を保護し健全な支援を提供することを目的として開催する虐待防止委員会の開催や全国児童養護施設協議会による人権侵害チェックリストの取組を実施したり、苦情・要望について児童集会の際に子どもから意見・苦情を聴

²¹ 施設入所児童等の権利擁護と虐待予防の取組を推進するため、「なぜ、ここ（施設や里親）で生活しなければいけないの？」等の疑問に対する答えや虐待を受けた際の相談窓口等を子ども向けにわかりやすくまとめた小冊子。

²² CAPとは、Child Assault Prevention 子どもへの暴力防止の頭文字をとったもので、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から心と体を守る暴力防止のための予防教育プログラム。

き取る、第三者委員が来園した際に直接相談する機会を設ける、苦情解決委員会を開催する等の取組を行っている施設もあります。

- 平成 30 年度には、県が児童養護施設に入所している高校 3 年生の子どもたちにアンケートを実施したほか、その子ども達の意見を直接聞くための意見交換会を開催し、一時保護や施設入所における要望等について意見交換²³を行いました。
- 各施設では、県から認証を受けた福祉サービス第三者評価機関による評価を受審（主に 3 年に 1 度。該当しない年度は自己評価を実施）することで、子どもの権利擁護や最善の利益に関するサービスの質の向上に向けて取り組んでおり、県としても、受審に要する経費を支援しています。

【課 題】

- 一時保護所や児童養護施設等において、意見箱を設置し子どもからの苦情等を受け付ける仕組みを用意していますが、子どもが更に自分の意見を表明することができるような配慮と取組を進める必要があります。
- 第三者が定期的に子どもの意見を聴く仕組みや、第三者による支援を受けながら適切に意見表明できる取組等についての検討が求められています。また、児童養護施設等においても第三者が定期的に子どもの意見を聴く仕組みや、第三者による支援を受けながら適切に意見表明できる取組等についての検討が求められています。
- また、一時保護に関わる職員や児童養護施設等の職員が子どもの権利擁護をより深く理解することも必要です。
- さらに、適切に教育を受けられるよう、子どもの安全が守られない場合や子ども本人が学校に通うことを拒否している等の場合を除き、通学可能な里親への一時保護委託を積極的に進める等、学校生活の連続性を保証することが必要ですが、現状では、一時保護所から通学させるための体制は十分に整備されていない状況です。そのため、一時保護所において、学力や年齢が多様な一人ひとりの子どもに応じた学習指導ができる体制の強化が必要です。

【施策の具体的推進】

- 子どもが多様な方法で自分の意見を表明できるよう、日常場面での関わりや面接において子どもの気持ちや意見を丁寧に聴き取ることに加え、児童相談所と各施設が子どもへのアンケート調査を実施することで、一時保護中及び施設入所中等の子どもたちの気持ちや意見を丁寧に酌み取る機会を定期的に確保します。

²³ 参考資料「2 児童養護施設に入所している子ども達との意見交換」参照（p67）

- また、一時保護及び施設入所措置等を行う場合、児童相談所は、その必要性について、定期的に丁寧の説明し本人の意向を十分に確認するとともに、一時保護や施設入所措置を継続する場合も、可能な限り本人が納得できるように説明を徹底します。
- 一時保護所の苦情解決における客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、全ての児童相談所に第三者委員を早期に設置します。
- また、一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、児童相談所は、平成30年度に国が実施した「一時保護の第三者評価に関する調査研究」において策定された第三者評価基準等を活用して自己評価を実施するとともに、第三者評価の受審に向けて取り組みます。
- 子ども等から意見表明があった場合に、児童福祉審議会において、調査・審議して児童相談所に意見具申を行う枠組みの構築（子ども権利擁護部会（仮称）の設置）について、国の調査研究、モデル実施等の結果を踏まえながら検討していきます。
- 万が一、被措置児童虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」²⁴に基づき、子どもの安全確保と施設等に対する対応について迅速に進めます。
- 県が、検討会等において施設関係者や学識経験者、子ども本人の意見等も取り入れたうえで、「いわてこどものけんりノート」の内容を見直し、更なる活用を進めることにより、子どもや施設職員に対して子どもの権利擁護の重要性の周知を図るとともに、児童相談所や施設等の職員が子どもの権利擁護に関する研修を受講することを推進します。
- また、一時保護中の子どもが一人ひとりの学力等に応じた適切な学習指導が受けられるよう、一時保護所に学習指導を行う職員を配置するとともに、教育委員会や学校と連携して指導体制の充実に努めます。

²⁴ 被措置児童虐待が発生した場合の県保健福祉部、広域振興局保健福祉環境部、児童相談所、児童福祉施設、県社会福祉審議会、市町村等による、当該被措置児童等とその施設等への対応をマニュアルとして示し、併せて、被措置児童等虐待を防止し、児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めるための取組を示したもの。万が一、被措置児童等への虐待が発生した場合には、本マニュアルに基づいて、当該児童の安全を確保し、施設等に対する対応を速やかに行う。平成22年4月策定、平成27年4月改定。

Ⅱ 社会的養護施策等への意見表明

【目指す姿・基本方向】

- 社会的養護を受けている子どもや社会的養護経験者から意見を聴取し、県の社会的養護施策へ反映させています。

【現 状】

- 平成30年度においては、県が児童養護施設に入所している高校3年生を対象として、アンケート調査²⁵を実施するとともに、直接意見を述べてもらう機会として「児童養護施設入所児童との意見交換会」²⁶を開催し、一時保護や施設での生活、施設退所後の不安や心配事、退所後に求める支援等について子どもたちの意見を聴取しました。

【課 題】

- このような機会を通じて表明された子ども達の声を施策へ反映できるよう検討するとともに、既に児童養護施設等から退所した社会的養護経験者からの意見も聴取し参考にすることで、より具体的な事業内容について検討することが必要です。

【施策の具体的推進】

- 県（児童相談所）又は各施設が里親や児童養護施設等に措置されている子どもに対するアンケート調査を実施する等、今後の社会的養護施策に関して意見を表明する機会を設けるとともに、社会的養護経験者からの意見を聴取する方策についても検討します。

【評価指標】

指標の内容	現状	R6年度	R11年度
施設における子どもへのアンケート調査の実施率（5歳以上）	—	95%	95%
県（児童相談所一時保護所）における子どもへのアンケート調査の実施率（5歳以上）	—	95%	95%

アンケート調査については、既に取り組んでいる施設等もありますが、新たな仕組みのため、H30は「-」とします。

²⁵ アンケート調査の結果は、p62以降に掲載。

²⁶ 参考資料「2 児童養護施設に入所している子ども達との意見交換」参照（p67）。

- 平成 28 年 3 月 10 日社会保障審議会児童部会「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」において、「自分から声をあげられない子どもの権利が確かに保障されているかを監視するため、第三者性を有する機関の設置が求められ」ており「当座、現存する都道府県児童福祉審議会を活用し、子どもの権利擁護の役割を負わせることを構想した」と記されています。さらに、「審議会は、子どもや当該都道府県内の要保護児童対策地域協議会の関係機関などからの申し入れを契機とし、職権で審議すべきケースを取り上げることができるものとする。審議の対象は、当該都道府県の機関の個別ケースに関する対応や措置、子ども福祉に関係する機関のあり方等を含み、個別ケースについて調査審議を行う際には、当該個別ケースに利害関係を有する者が調査審議に加わらないこととする。また、審議の結果、必要があれば助言あるいは勧告を行うことができ、審議のために必要があるときは、新たに関係者から報告を求めることができるものとする」とされました。
- また、平成 28 年改正児童福祉法において、児童福祉審議会は、関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる（児童福祉法第 8 条第 6 項）とされるとともに、児童福祉審議会の委員の要件に、その権限に属する事項に関し、公平な判断をすることができる者であることが追加されました（同法第 9 条）。
- 「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成 28 年 6 月 3 日付け雇児発 0603 第 1 号雇用均等・児童家庭局通知）（抄）」において、当該児童福祉審議会に関する改正事項として、「都道府県や市町村に置かれている児童福祉審議会は、児童、妊産婦等の福祉に関する事項を調査審議し、それぞれ都道府県知事又は市町村長の諮問に答え、又は関係行政機関に対し、職員の説明や資料提出等を求めることができるとされている。しかしながら、具体的なケースについて実情をより正確に把握し、子ども自身の権利を擁護していくことが必要である。このため、子どもや家族本人から意見を聴くことができることとするとともに、児童福祉審議会の委員に、より高い公正性を求めることとする」とされました。
- さらに、新しい社会的養育ビジョンにおいて、代替養育においては、子どもの意見表明権の保障が重要であり、担当のソーシャルワーカーが選択した代替養育の場が、子どもにとって必要かつ適切な場であるかどうか、本人から意見を聴くべきであることから、子どもの意見表明権を保障するために、子どもの年齢に関わらず、子どもの希望も踏まえ、必要に応じて大人が子どもの意見を代弁するアドボケート²⁷制度が求められるとの指摘がされています。
- 平成 30 年 10 月死亡事例検証報告書の「国への提言」においても、「都道府県児童福祉審議会

²⁷独立アドボカシー研究会では、「アドボカシー」とは、「大人が子どもの声を聴き、それが子どもの生活に関わる決定に影響を与えるように支援すること」としている（独立アドボカシー研究会ホームページ）

において、子どもの権利擁護を図る観点から、医療機関等を含む関係者や子ども自身から意見を聴き、個別ケース等の具体的な内容を把握し審議できる仕組みの活用促進を含め、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討」のための取組が必要、という指摘がされています。

- 平成 30 年 8 月 3 日に社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に、「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」の設置が決定され、平成 30 年 9 月から 12 月まで議論が重ねられ、同ワーキンググループのとりまとめが、平成 30 年 12 月 27 日に公表されました。
- とりまとめにおいては、「児童福祉審議会の活用」として「児童虐待を受けた子どもや要保護児童が自ら意見を表明できる機会を確保するため、子ども自身が行政処分等に不服がある際に自ら都道府県児童福祉審議会等に申し出ることを可能とし、同審議会等が子どもの意見等を調査審議して児童相談所に意見具申を行う枠組みを構築し、全国展開を図る。国においては、2018 年度中にガイドラインの作成、2019 年度にモデル実施等を行い、全国展開に向けた取組を行う。」とされました。
- また、「アドボケイト制度の構築」として、「全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケイト制度の構築を目指し、まずは、一時保護を含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケイトの在り方について検討を行う場を設け、海外事例を含む先行事例等の把握を含め検討を行い、その結果を踏まえたモデル実施を行ったうえで、速やかに全国展開に向けた必要な取組を進める」ともされています。
- 令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、「親権者等による体罰の禁止」として「児童相談所長、児童福祉施設の長、その居住において養育を行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する厚生労働省令定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、看護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと」とされました。
- また、「児童の意見表明権を保障する仕組みの検討」として、「政府は、改正法の施行後 2 年を目途として、児童の保護及び支援に当たって、児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べる機会を確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされました。

2 身近な地域における子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組

I 市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援・取組

【目指す姿・基本方向】

- 子どもと子育てに関する悩みについての身近な相談窓口として、市町村が地域に根差した寄り添い型の支援を展開し、子ども家庭相談支援体制の充実が図られています。
- 要保護児童対策地域協議会の活性化等により、市町村において児童相談所をはじめとする地域の関係機関等との連携体制の充実と強化が図られ、地域において子どもの最善の利益を優先した対応を行う子ども家庭相談支援体制の整備が図られるとともに、子育てに関する地域住民の理解促進も深まっています。

【現 状】

- 平成 16 年の児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）により、市町村は子どもと家庭に関する各種の相談を受けることとされ、更に平成 28 年改正児童福祉法により、妊娠期からの切れ目ない相談体制を整備するため、子育て世代包括支援センターの全国展開や市区町村子ども家庭総合支援拠点²⁸の設置促進などの市町村における相談体制の整備も進められています。
- 特に、母子保健施策については、妊娠の届出や乳幼児健康診査等は、市町村が広く妊産婦などと接触する機会となっており、悩みを抱える妊産婦などを早期に発見し相談支援につなげるなど、児童虐待の予防や早期発見に資するものであることに留意することが、母子保健法上も明確化され（法第 5 条第 2 項）、母子保健施策と児童虐待防止対策との連携をより一層強化することとされました。
- 子育て世代包括支援センターについては、母子保健法の改正により、平成 29 年 4 月から市町村に設置することが努力義務とされ、国では令和 2 年度末までの全国展開を目指すこととしています。
- 市町村子ども家庭総合支援拠点については、平成 30 年 12 月の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、国は、令和 4 年度までに全市町村に設置することとしています。
- また、「いわて県民計画（2019～2028）」において、「安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに、産後ケア、産前・産後サポート事業などの取組を促進」することとしています。

²⁸ 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、(略) 必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。(児童福祉法第 10 条の 2)

- 県では、市町村に対して、各種会議等を通じて子育て世代包括支援センターの設置など妊産婦支援施策の推進を働きかけるとともに、支援を担う潜在助産師等の掘り起こしや、母子保健指導者等を対象とした研修会の開催、県内外の先行事例の紹介などによる支援の質の向上に努めてきました。

(図表 3-1) 令和元年度母子保健施策等の取組状況 (市町村数)

施策	状況
子育て世代包括支援センター設置市町村	12
産前・産後サポート事業	12
産後ケア事業	18
産婦健康診査	22

(子ども子育て支援課調)

- 市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業である「地域子ども・子育て支援事業」の実施状況は次のとおりです。

(図表 3-2) 平成 30 年度子ども・子育て支援事業の実施状況 (市町村数)

施策	状況
利用者支援事業	16
延長保育事業	30
実費徴収による補足給付を行う事業	6
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	4
放課後児童健全育成事業	32
子育て短期支援事業	19
乳児家庭全戸訪問事業	33
養育支援訪問事業	33
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	8
地域子育て支援拠点事業	30
一時預かり事業	27
病児保育事業	21
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	15

(子ども子育て支援課調)

【課題】

- 令和元年 10 月 1 日現在、子育て世代包括支援センターは、県内では 12 か所が設置済ですが、令和元年度末までに 13 か所、令和 2 年度末までに 26 か所となる予定であり、国が掲げる令和 2 年度末までの全市町村設置に向けて更に支援していく必要があります。
- また、子ども家庭総合支援拠点については、県内市町村においては、令和元年 10 月 1 日

現在で2市が設置済です。未設置の31市町村のうち、23市町村が検討中、9市町村が未検討（平成31年4月1日現在）としており、未検討としている市町村は、小規模な町村が多く、設置検討に向けてさらなる支援が必要です。

- 市町村においては、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点設置、要保護児童対策地域協議会の運営のために専門的な人材の確保が必要となっています。
- 子どもが地域で生活していくためには、関係機関や学校等も含め、子どもの支援に関わる支援体制の充実も求められています。

【施策の具体的推進】

- 市町村における子育て世代包括支援センターの活動を後押しするため、センター職員が実施する妊娠後期の妊婦訪問に係る経費の一部を補助する「いわての妊産婦包括支援事業」を令和元年度に創設したところであり、全ての市町村が令和4年度までに子育て世代包括支援センターを設置できるよう、必要な支援を継続していきます。
- 市町村が早期に子ども家庭総合支援拠点を設置できるよう、市町村ごとの設置検討状況や課題を把握し、設置に向けた国の支援策を市町村に情報提供するとともに、国のアドバイザー派遣制度を活用する等、個別に技術的助言を行う機会を設けるほか、複数の市町村の共同による広域設置や、社会福祉法人やNPO法人への委託などの手法の活用も検討しながら、市町村を支援していきます。
- 子ども家庭総合支援拠点の設置のためには、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことができる社会福祉士などの資格を有する専任の子ども家庭支援員の配置が必要とされることから、市町村に福祉専門職の採用を促していくとともに、専門性の高い人材育成のための研修会などを実施します。
また、要保護児童対策調整機関担当者研修や児童福祉司任用前講習会等の各種研修会の実施等により、市町村子ども家庭福祉担当の人材育成を支援し、全市町村の要保護児童対策調整機関において、有資格の調整担当者が配置されるよう支援します。
- その他、市町村の支援メニューについて、市町村の意向を踏まえるとともに、児童養護施設等関係団体とも意見交換を行うなどして、各地域の実情・ニーズに応じた事業の展開が図られるよう、必要な支援を行います。
一例として、心身の不調又は育児不安等を抱える産婦に対して実施する産後ケア事業は、その効果が高く、産婦健康診査事業の実施にもつながることから、全ての市町村において事業が実施されるよう、支援を担う潜在助産師の掘り起こしや、研修会による母子保健指導者等の資質向上などにより、市町村の事業導入を支援します。

Ⅱ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 各市町村の状況に応じて、児童家庭支援センターが市町村の子ども家庭相談体制を支援しています。

【現 状】

- 児童家庭支援センター²⁹は、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭その他からの相談や市町村の求めに応じて必要な助言や援助を行うとともに、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。
- 県内には一関児童相談所管内に児童家庭支援センター大洋が設置（平成13年8月1日開所）されており、気仙地区の市町村へ支援を実施しているとともに、児童相談所から委託されたケースの指導も行っています。

（図表 3-3）児童家庭支援センター年度別相談件数

年 度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件 数	1,904	1,782	1,907	1,856	1,918	2,032
（うち新規）	420	375	395	374	333	347

（図表 3-4）児童家庭支援センターの相談件数（H30）

区 分	養護	保健	障がい	非行	育成	いじめ	DV	その他	合計
件 数	124	147	345	2	1,411	0	0	3	2,032
（うち新規）	32	11	55	2	245	0	0	2	347

【課 題】

- 平成13年8月1日に県内最初のセンターが開設して以降、県内では増えておらず、福祉総合相談センターや宮古児童相談所管内に児童家庭支援センターはありません。

【施策の具体的推進】

- 市町村子ども家庭総合支援拠点の機能や、フォスタリング機関としての機能を担うことも想定した児童家庭支援センターについて、受託することができる民間団体等の育成に取り組むとともに、県内の児童家庭福祉に関する資源が不足している地域への配置を検討する等バランスの良い配置を目指します。

【評価指標】

指標の内容	現状	R6年度	R11年度
子育て世代包括支援センター設置市町村数	12	33	33
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	2	13	33

²⁹児童福祉法第44条の2。平成9年の児童福祉法改正で制度化された。

3 家庭と同様の養育環境である里親等への支援及び委託の推進に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 「家庭養育優先原則」を実現するため、代替養育を必要とする子どもが、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されています。
- このため、県内における質の高い里親養育が十分に確保され、代替養育においても子どもが住み慣れた地域で生活を続けることができます。

【現 状】

- 現在、福祉総合相談センター及び児童相談所が中心となって里親³⁰希望者に対する登録前研修の実施、子どもと里親家庭のマッチング、里親に対する訪問支援等を関係機関と連携しながら実施しています。
- また、各施設の里親支援専門相談員³¹には、所属施設の児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援等の役割が求められており、平成30年度は、乳児院2か所、児童養護施設6か所全てに配置され、福祉総合相談センター及び児童相談所と連携しながら活動しています。
- 福祉総合相談センターでは、乳児院や児童養護施設の里親支援専門相談員、里親会、児童相談所等で構成される里親委託等推進委員会を年2回開催し、里親支援専門相談員の活動状況についての報告や意見交換、里親委託の推進に向けた協議等を行っています。また、児童相談所職員と里親支援専門相談員が集まる連絡会を毎月開催し、リクルート活動の企画や訪問結果、相談内容の共有を図っています。

【課 題】

- しかしながら、児童相談所においては増加する児童虐待事案に優先的に対応せざるを得ないことや里親支援のための人的な体制が極めて不十分なことから、里親委託後のフォローについて十分に実施できているとは言えない状況です。このため、専門知識をもった里親担当職員の専任化、複数配置が必要です。
- 各施設の里親支援専門相談員がチームとなり、全県下の里親委託の推進に向けて取り組んでおり、里親支援専門相談員の立場や役割の更なる明確化が望まれます。

³⁰ 昭和22年に制定された児童福祉法の中に里親制度は位置づけられ、昭和33年に委託児童が9,489人とピークに達した。その後、委託数は減少したが、近年再び増加傾向を示し、平成29年度末では、6,858人が里親等へ委託されている。

現在、里親には、養育里親、専門里親、養子縁組里親、親族里親の4つの類型がある。(p7参照)

³¹ 児童養護施設や乳児院に配置される職員で、児童相談所等と連携して、施設入所児童の里親委託の推進、里親制度の普及啓発、里親に関する研修、里親委託後のアフターケア等を行っている。

- 現在、児童相談所は、岩手県里親会や里親支援専門相談員との協力の下、里親説明会や里親出前講座を開催し制度の周知を図っていますが、家庭養育優先原則をより一層推進するためには、社会的養護が必要な子どもの権利と利益を護るための里親制度について正しく理解してもらう取組が必要です。また、そのような普及啓発により里親制度に関心を抱いた方に対して丁寧かつ迅速に対応することで、より多くの方に里親登録してもらうことが必要です。
- 社会的養護を必要とする子どもには、虐待などによる心理的影響や発達障がいなどが認められる、関わりの難しい子どもが多くいることから、子どもの養育に関する知識や技能を身に着けることができるよう、委託前後のトレーニングや研修を充実することが必須です。

【施策の具体的推進】

- 国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を専任で配置するとともに、研修派遣などによる専門能力の向上を図り、里親支援を適切に行えるような人的体制の整備を推進します。
- 里親支援専門相談員が、児童相談所と適切に連携しながら、主体的な里親支援が可能となるよう、児童相談所との役割分担や連携の仕方などについて検討する場を設け、明確化を図ります。
- 里親説明会や里親出前講座等、里親制度に関する正しい理解を広げるための取組について、より多くの機会を設けるとともに、里親に関心のある方がその場で相談することができる個別相談の時間を設けるなど、普及啓発等の充実を図ります。
- 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現します。
 フォスタリング（里親養育包括支援）業務については、当面、福祉総合相談センター及び児童相談所が中心となって取り組みますが、里親制度の普及啓発やリクルート、研修やトレーニング、里親委託後のフォロー等の事業について、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親会等に対し可能な業務から先行して委託する等、多様な担い手による里親養育支援体制の構築に取り組みます。

【評価指標】

指標の内容	現状	R6年度	R11年度
里親委託率（※）	22.3%	36.6%	48.4%
フォスタリング（里親養育包括支援）業務における普及啓発・リクルート、里親委託後フォローの受託施設等数	0か所	8か所	8か所

※震災による委託児童数を除く

コラム

子どもの家庭養育推進官民協議会とフォスタリングマーク

「子どもの最善の利益」の実現のために、全ての子どもたちが幸福で愛情豊かな家庭環境の中で成長できる社会を目指し、官民協働での取組を推進するため、平成 28 年 4 月 4 日に全国の自治体や関連民間団体の有志により構成する「子どもの家庭養護推進官民協議会」が設立されました。

本協議会は、(1) 社会的養護においては、養子縁組・里親委託をはじめとする家庭養護の提供を優先的に進めること、(2) 実親への支援により、家族分離の予防・家族の再構築を促すこと、(3) その他広く困難な状況にある子どもへの支援や子どもの貧困対策を進めること、を目指しており、そのため、①現場の声に基づいた国への提言活動、②実親家庭への支援強化や家族分離の予防につながる活動、③養子縁組・里親への啓発や委託推進・支援の充実につながる活動、④その他広く困難な状況にある子どもへの支援や子どもの貧困対策に資する活動を行っています。

里親が育てる。

社会が支える。

また、子どもの家庭養育推進官民協議会と日本財団では、「フォスタリングマーク」を作成しており、里親制度の普及活動や里親を支えるネットワークを築くきっかけなど、里親家庭を社会で支えていくためのシンボルとして活用されています。

岩手県では、県の施策の方向性とも合致することから、平成 30 年度に本協議会に加盟しています。

コラム

里親制度を理解してもらうために～里親制度説明会の取組～

社会的な養護を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境で生活することができるよう、里親委託の推進に取り組んでいます。

里親委託の推進を図るためには、できるだけ多くの方に、里親制度を正しく理解してもらうことが必要不可欠です。

県では、市町村や里親会、各施設に配置されている里親支援専門相談員等と協力しながら、各地で里親制度に関する説明会を開催し、里親制度の普及を図るとともに、里親に興味を持たれている方への個別相談も実施しています。

今後も、里親制度が多くの方に理解され、社会的養護を必要とする子どもが家庭的な環境で生活することができるよう、取り組んでいきます。



4 永続的に安定した養育環境を保障するための支援体制構築に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 保護者が死亡し又は保護者による養育を望めない子どもや、新生児・乳幼児で実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども等が、十分なアセスメントと丁寧なマッチングの下、特別養子縁組等の対象となる等、永続的に安定した養育環境が保障されています。

【現状】

- 特別養子縁組は、永続的に安定した養育環境の提供に有効ですが、保護者の同意が得られにくい制度であり、平成 25 年度から平成 30 年度に本県の児童相談所が関与した特別養子縁組の件数は 1 件～5 件で推移しており、平均で 2.8 件となっています。

(図表 3-5) 県内の児童相談所が関与した特別養子縁組成立数（養子縁組里親からの縁組成立件数）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
成立件数	2	1	5	3	2	4

(図表 3-6) 特別養子縁組の成立件数（全国）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
成立件数	339	474	513	542	495	616

- 一方、平成 29 年 8 月に国から示された「社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね 5 年以内に全国で年間 1,000 人以上の縁組成立を目指すことが示されています。
- 平成 30 年 4 月 1 日、養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を目的とした「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成 28 年法律第 110 号）が施行され、民間あっせん機関に対する許可制度が導入されましたが、現在、県内にはこの法律に定める許可を受けた民間あっせん機関はありません。

【課題】

- 子どもの最善の利益を図るため、特別養子縁組が必要な子どもについては児童相談所で十分に調査した上、縁組成立に向けて検討を進めていますが、実親の同意が得られない等のため、必要性を理解しつつも特別養子縁組成立までに至らないケースも存在します。

【施策の具体的推進】

- 特別養子縁組については、民法の改正により養子となる者の年齢上限が原則 6 歳未満から原則 15 歳に引き上げられ、対象となる子どもの増加が見込まれることから、児童相談所

において被措置児童のうち特別養子縁組の対象となり得る子どもの数を把握します。

- 対象と判断された子どもについては、児童相談所は、子どもの利益を最優先した上で、子どもにとって必要な場合に限り提供できるとの社会的養護の考え方を特別養子縁組希望者に対して説明し、理解を得られるよう努めながら、十分なアセスメントと丁寧なマッチングを行い、特に、年齢が高い子どもへの適用については、実親との関係が子どもにとってどのような意味を持つかという点も含め、子どもの意思や意見を児童相談所や施設が丁寧に聴き取り、必要な子どもに永続的で安定した養育環境が提供されるよう、適切に対応していきます。
- このためにも、児童相談所職員が特別養子縁組に関する研修を積極的に受け、制度の必要性と適切な対応方法を学ぶなど、永続的に安定した養育環境を確保できる体制の整備に取り組めます。
- 民間あっせん機関については、県内にはありませんが、今後、希望する業者があれば申請等の手続について県が助言するなど支援を行います。また、県外の民間あっせん機関からの問合せや照会等があった場合は適切に対応するとともに、子どもの最善の利益が図られるよう、児童相談所と民間あっせん機関が連携し、子どもや特別養子縁組希望者への支援を実施します。

【評価指標】

指標の内容	現状	R6年度	R11年度
児童相談所が関与する特別養子縁組成立件数（※1） （養子縁組里親からの縁組成立件数）	3（※2）	6/年	9/年

※1 国の目標値（概ね5年以内に現状の2倍の年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指す）を参考として設定しますが、目標値に捉われることなく、子どもの最善の利益を最優先に取り組みます。

※2 平成25年から平成30年の平均値。

- 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会が平成 28 年 3 月 10 日に取りまとめた「報告（提言）」は、特別養子縁組が子どもへの永続的な家庭の保障という観点から極めて重要な意味を持つものであるとした上で、養子となる者の年齢要件の見直し、特別養子縁組の成立手続の見直し等を求める意見があることを指摘し、「関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである」とされました。
- 平成 28 年改正児童福祉法附則第 2 条第 1 項では、「この法律の施行後速やかに、児童の福祉の増進を図る観点から、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされました。
- また、特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が児童相談所の業務として位置付けられたことを踏まえ、適当と考えられる子どもについて積極的に養子縁組を検討することとされました。
- さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）においても、「特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」とされました。
- これらを踏まえ、平成 28 年 7 月から「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」が開催され、特別養子の年齢要件、審判の申立権・実親の同意等の成立要件、子どもの出自を知る権利、養子縁組成立前後の養親や子どもに対する支援、行政と民間養子縁組機関の支援体制の強化・連携・協働等の在り方に関する提言がなされました。
- 平成 29 年 8 月に国から示された「社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね 5 年以内に年間 1,000 人以上の縁組成立を目指すことが示されています。
- 民間あっせん機関については、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成 28 年法律第 110 号）が平成 30 年 4 月 1 日に施行され、養子縁組あっせん事業を行う者について、これまでの届出制度から許可制度が導入されましたが、県内にはまだありません。
- 令和元年 6 月 14 日に「民法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 34 号）が公布され、養子となる者の年齢の上限が引き上げられたほか、特別養子適格の確認の審判の新設、児童相談所長が特別養子適格の確認の手続きに参加することができる制度等が新設されました。

5 施設における子どものニーズに対応した質の高い養育の提供と、地域のニーズに応じた多機能化等の展開

I 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 必要とする全ての子どもが家庭的な環境の下で個別に尊重されながら生活しています。

【現 状】

- 平成 27 年 3 月に策定した「岩手県家庭的養護推進計画」に基づき、各施設において、施設内小規模グループケアや地域における分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の推進に向けて計画的に取り組んでいます。
- 施設の小規模かつ地域分散化を推進するため、県では平成 30 年度に新築した分園型小規模グループケアに要する経費及び移転新築した児童養護施設の整備に関する経費を補助しています。
- また、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアに対しては、国庫負担金交付要綱に基づき、小規模グループケア加算や賃借費等の支援をしています。
- 令和元年 10 月 1 日現在、地域小規模児童養護施設は 6 か所、分園型小規模グループケアは 5 か所設置されています。

【課 題】

- 施設の小規模かつ地域分散化を進める上で、職員がお互いをフォローすることや職員間の連携を図ることが難しくなる、職員が孤立し課題を抱え込む可能性が高くなる等の課題があることから、職員間の連携や職員体制等について、既に小規模かつ地域分散化を実践している施設から研修を受ける機会が求められています。
また、少人数で多様な役割を求められる職員一人ひとりの専門性を欠かすことができないため、子どもへの対応方法や子どもとの関係づくり等、職員の資質向上のための研修等の機会を確保することも必要です。
- 各施設において、小規模化や地域分散化を推進するためには、職員配置の充実や賃貸物件の賃借料への補助等の財政的な支援も欠かせません。

【施策の具体的推進】

- 施設の小規模かつ地域分散化については、児童福祉法第 3 条の 2 の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」が確保されるよう、質の高い個別的なケアの実現と、小規模かつ地域分散化された施設環境の確保を目指して、各施設の状況を把握するためのヒアリングを随時行いながら支援していきます。

- 児童養護施設等において、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上と研修指導者の養成のため、施設職員が受講できる研修の拡充に向けて支援するとともに、現在実施している研修の充実を図ります。

- また、児童入所施設措置費の処遇改善加算を適切に受けられるよう、職員の処遇改善や、ユニットリーダー、小規模グループケアリーダー等へのキャリアアップなどを通じた人材確保・育成に向けて、施設に対し助言や情報提供等の支援を行います。

- 小集団を生活単位とした個別の関係性を持った養育を行うための職員配置加算や小規模グループケア加算、分園型小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の建物の貸借費等の支援を継続します。

Ⅱ 施設の高機能化に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 被虐待の影響等により、情緒面や行動面で様々な症状を呈するケアニーズの非常に高い子ども達が早期に回復できるよう、専門性の高い施設養育を受けることができています。
- 小規模かつ地域分散化された施設では対応が困難な子どもや、そのような環境を望まない子どもが、適切なケアを受けることができるよう、一定規模の集団で生活できる施設が整備、維持されています。

【現 状】

- 現在、各施設では、心理療法を行う必要のある子どものための心理療法担当職員の配置、虐待を受けた子どもや服薬管理が必要な子ども等医療的な対応が必要な子どものための看護師の配置など、施設養育の専門性を強化するための専門職の配置を行っています。
- 社会生活への適応が困難となった子どもに必要な心理に関する治療及び生活指導を行う児童心理治療施設は本県では1か所設置されています。当該施設では、平成31年度に「児童心理援助センター」³²を立ち上げ、多機能化・高機能化を図りながら地域に根差した相談事業に取り組んでいます。

【課 題】

- トラウマや愛着の問題と発達障がい重複する子ども、小規模かつ地域分散化された施設での養育が困難な子ども、自立に向けて様々な機関との連携が必要な子ども等、専門的なアセスメントや高度な支援スキル等を求められる子どもに対して、適切に対応できる専門性が各施設において必要とされています。
- また、身体面や精神面で医療的ケアを要するため、定期的に医療機関へ通院をしている子どもも増えていることから、医療機関との連携及び受診への付添い、適切な服薬管理等といった業務も増加しています。

【施策の具体的推進】

- 小規模かつ地域分散化を強力に推進する一方、他の形態の施設にも様々な背景を持つ子どもや本人の希望に柔軟に対応する等といった一定の役割があることから、多様な形態の施設を整備、維持するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援するとともに、高機能化や多機能化等に向けた取組が優先的に可能となるよう支援していきます。
- 社会的養護の受け皿不足のために、専門的なケアを必要とする子どもが適切な支援をうけることができない状況に陥らないよう、必要な施設養育の定員を確保します。

³² 子育てに悩んでいる家庭へのアウトリーチ支援や関係機関との連携による被虐待児や不登校児への対応等を行う児童心理援助センターを児童心理治療施設の独自事業として立ち上げている。

- 施設における基幹的職員を養成するため、一定の経験を有する職員を対象にした基幹的職員研修を継続して開催するとともに、ケアニーズの高い子どもへの専門的ケアを実施するための取組や入所児童の家庭復帰に向けた親子関係再構築支援を実施するための取組を支援します。
- 児童養護施設を退所後に、円滑に自立した生活に移行できるよう、退所前の一定期間、子どもを敷地外のアパート等に居住させ、自立に向けた訓練を行う児童養護施設分園型自活訓練事業の取組を支援します。
- 施設に入所している子どもの生活の質の向上のため、入所児童の社会参加に要する費用等に対して、国の定める措置費に県単独で上乗せしている補助事業の内容の充実を図ります。
- 施設において継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童の医療機関への受診の付添いや、医療的ケアが必要な児童等に対する支援及び緊急時における対応等を行う医療機関等連絡調整員を配置できるよう財政支援を検討します。

Ⅲ 施設の多機能化・機能転換に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援など、地域のニーズに応じて家庭養育の支援を行っています。

【現 状】

- 児童養護施設等の各施設がそれぞれ専門性を活かし、児童相談所から措置された子どもを保護し、養育する重要な役割を担っています。
- また、各施設に配置されている里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員³³が、里親委託の推進、地域支援としての里親支援、退所した子どものアフターケア等に取り組んでいます。

【課 題】

- また、ショートステイ³⁴やトワイライトステイ³⁵など、地域の子育て支援の役割も施設が担っていますが、そのような地域支援の役割を更に拡大していくことが求められます。
- 各施設においては、これまで培ってきた豊富な経験による子どもの養育に関する専門性を有していることから、里親養育支援、在宅支援や特定妊婦への支援、一時保護の受入等の機能を果たすよう、それぞれの施設の強みを生かした多機能化を行うことが必要とされています。

【施策の具体的推進】

- 里親制度の普及啓発やリクルート、研修やトレーニング、里親委託後のフォロー等を行うフォスタリング業務の一部を担うことができるよう支援します。
- 施設入所児童の家族や地域で子育て中の家庭からの子育てに関する相談に応じる育児指導担当職員を配置できるよう財政支援を検討します。
- 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦等への支援のため、乳児院における支援コーディネーターや看護師を配置できるよう財政支援を検討します。

³³ 虐待等の家庭環境上の理由により入所している子どもの保護者等に対し、家庭復帰や里親委託等を可能にするための支援を行い、早期の退所を促進し、親子関係の再構築を図っている。

³⁴ 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合等に児童養護施設等で養育・保護を行う事業。市町村が実施主体。

³⁵ 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。市町村が実施主体。

- また、施設の定員外に一時保護専用施設を設けて、一時保護された子どもと措置により長期入所している子どもを混在させずに受け入れる体制を整備するなど、個々の子どもの状態に応じた適切な一時保護が可能となるよう一時保護実施特別加算により支援します。
- 学習権や学校生活の連続性を保障することを可能とするため、校区外にある一時保護された施設から原籍校へ通学する際や、被虐待児等で職員の学校への付添いが必要な場合等の送迎費用について送迎加算により支援します。

【評価指標】

※R1.10.1 現在

指標の内容	現在	R6年度	R11年度
地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケア数	11か所(※)	14か所	20か所
医療機関等連絡調整員を配置している乳児院、児童養護施設数	0	8か所	8か所
施設による一時保護専用施設の定員数	0	12人	12人

IV 施設の取組

○ 施設の具体的な取組は、以下のとおりです。なお、推進計画と各施設の計画との整合性を図るため、今後の県推進計画に基づく施策推進の中で、実際の施設養育ニーズの動向や施設へのヒアリングを踏まえて調整していきます。

1 乳児院（2施設の合計）

年度	定員 (合計) J= E+F+I+J	① 本体施設								②(敷地内) 小規模 グループケア		③グループホーム					④ファミリー ホーム		
		ケアニーズが 非常に高い 子ども用ユニット		(施設内) 小規模 グループケア		その他の ユニット		その他の 養育形態		箇所数	定員(計) F	分園型 小規模 グループケア		地域小規模 児童養護施設			箇所数	定員(計) J	
		箇所数	定員 A	箇所数	定員 B	箇所数	定員 C	定員 D	定員(計) E= A+B+C+D			箇所数	定員 G	箇所数	定員 H	定員(計) I=G+H			
(現状)2019	43	0	0	5	28	0	0	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前期	R2 2020	43	0	0	5	28	0	0	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R3 2021	43	0	0	5	28	0	0	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R4 2022	43	0	0	5	28	0	0	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R5 2023	43	0	0	5	28	0	0	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	R6 2024	43	0	0	5	28	0	0	15	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0
後期	R7 2025	43	0	0	5	24	0	0	15	39	0	0	1	4	0	0	4	0	0
	R8 2026	43	0	0	5	24	0	0	15	39	0	0	1	4	0	0	4	0	0
	R9 2027	43	0	0	5	24	0	0	15	39	0	0	1	4	0	0	4	0	0
	R10 2028	43	0	0	5	24	0	0	15	39	0	0	1	4	0	0	4	0	0
	R11 2029	43	0	0	5	24	0	0	15	39	0	0	1	4	0	0	4	0	0

2 児童養護施設（6施設の合計）

年度	定員 (合計) J= E+F+I+J	① 本体施設								②(敷地内) 小規模 グループケア		③グループホーム					④ファミリー ホーム		
		ケアニーズが 非常に高い 子ども用ユニット		(施設内) 小規模 グループケア		その他の ユニット		その他の 養育形態		箇所数	定員(計) F	分園型 小規模 グループケア		地域小規模 児童養護施設			箇所数	定員(計) J	
		箇所数	定員 A	箇所数	定員 B	箇所数	定員 C	定員 D	定員(計) E= A+B+C+D			箇所数	定員 G	箇所数	定員 H	定員(計) I=G+H			
(現状)2019	284	0	0	14	101	5	43	60	204	2	12	5	32	6	36	68	0	0	
前期	R2 2020	269	0	0	13	90	5	43	32	165	4	30	6	38	6	36	74	0	0
	R3 2021	263	0	0	13	90	5	43	32	165	4	24	6	38	6	36	74	0	0
	R4 2022	263	0	0	13	90	5	43	32	165	4	24	6	38	6	36	74	0	0
	R5 2023	259	0	0	12	80	5	43	32	155	4	24	5	32	8	48	80	0	0
	R6 2024	259	0	0	12	80	5	37	32	149	4	24	6	38	8	48	86	0	0
後期	R7 2025	255	3	12	10	63	4	32	28	135	4	24	8	48	8	48	96	0	0
	R8 2026	254	3	12	9	56	4	32	28	128	4	24	8	48	9	54	102	0	0
	R9 2027	253	3	12	9	55	4	32	28	127	4	20	9	52	9	54	106	0	0
	R10 2028	252	3	12	9	54	4	32	28	126	4	20	9	52	9	54	106	0	0
	R11 2029	249	3	12	9	53	4	24	28	117	4	20	10	58	9	54	112	0	0

6 子どもの権利を最大限に尊重した一時保護の実施に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 一時保護ガイドラインに沿った個別性を尊重したケアが可能となる一時保護所が整備されています。
- 一時保護所において、被虐待や非行、発達障害など、多様な背景を持つ子どもの権利擁護と最善の利益が図られており、一時保護された子どもが安全かつ安心できる環境の中で個別性をもった適切なケアを受けています。

【現 状】

- 平成 28 年改正児童福祉法により、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況やその置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化されました。
- また、平成 28 年改正児童福祉法の理念を具体化するため、厚生労働大臣が参集した有識者会議により取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日）においては、平成 28 年改正児童福祉法の基本的な考え方を踏まえ、一時保護所の見直しの必要性が提示されました。
- 一時保護は子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものですが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であり、一時保護を適切に行い、実行ある見直しを進めることを目的として、平成 30 年 7 月 6 日付けで国から「一時保護ガイドライン」が示されました。
- 「一時保護ガイドライン」の「一時保護の環境及び体制整備等」の中において、「一時保護については、その目的を達し、適切な支援が行われるよう、研修等による職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある」とされていると同時に、「一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場合は、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである」とされました。
- そのため、一時保護所の状況や子どもの状況に応じて、里親や施設等への一時保護委託を行い、できるかぎり家庭的な環境において一時保護できるように取り組んでいます。
- 一時保護された子どもの人数については、例年 250 人前後で推移していましたが、平成 30 年度に増加し 300 人を超えています。

(図表 3-7) 本県における一時保護の実施状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
所内	154	172	166	169	162	207
委託	99	79	71	89	105	137
計	253	251	237	258	267	344

(図表 3-8) 県内の一時保護所の定員

一時保護所	定員
福祉総合相談センター	20名
宮古児童相談所	10名
一関児童相談所	10名

【課題】

- 本県においては、上表のとおり県内3児童相談所それぞれに一時保護所が設置されていますが、居室の数や広さ等の問題から、定員どおりの人数を一時保護することは難しい状況です。

また、本県の児童相談所は建築から相当の年数が経過しているため、全体的に老朽化していること、居室数やその面積、個室や学習専用スペースが十分に確保されていないこと等、課題が多く、ハード面の早急な対応が必要な状況です。

- また、多様な背景をもった子どもに対して個別性を尊重した対応を可能とするため、職員の専門性の向上が必要です。

- 一時保護所においては、子どもが更に自分の意見を表明することができるような配慮と取組を進める必要があり、そのためにも第三者が定期的に子どもの意見を聴く仕組みや、第三者による支援を受けながら適切に意見表明できる取組等についての検討が求められています。(再掲 p 28)

- さらに、適切に教育を受けられるよう、子どもの安全が守られない場合や子ども本人が学校に通うことを拒否している等の場合を除き、通学可能な里親への一時保護委託を積極的に進める等、学校生活の連続性を保障することが必要ですが、現状では、一時保護所から通学させるための体制は十分に整備されていない状況です。そのため、一時保護所において、学力や年齢が多様な一人ひとりの子どもに応じた学習指導ができる体制の強化が必要です。(再掲 p28)

【施策の具体的推進】

- 本県の「公共施設個別施設計画」³⁶の状況を踏まえつつ、一時保護所を含めた児童相談所の改築を進め、代替養育を必要とする子どもの見込み数や施設における一時保護専用施設

³⁶ 国のインフラ長寿命化基本計画に基づき、公共施設等の全体状況を把握し、計画的な更新や長寿命化、施設配置の最適化により、財政負担の軽減・平準化を図るなど長期的な視点にたった公共施設等マネジメントの取組を推進するために策定した「岩手県公共施設等総合管理計画」に基づき、具体的な対応方針を定めるもの。

の整備状況を考慮し、一時保護が必要な子どもが適切に保護できるような定員数を確保するとともに、被虐待や非行、発達障がい等多様な背景をもった子どもの安全を確保し、安心感を与えることができる環境を整備します。

- 一時保護所を含めた児童相談所の改築を実施するまでは、一時保護児童の生活の向上に向けた環境改善に取り組みます。
- 一時保護所職員の計画的な配置や研修機会の確保などにより、児童指導員の資質の向上を図り、行動観察とケアが十分に行える指導員を育成します。
- 一時保護された子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、児童相談所は、平成30年度に国が実施した「一時保護の第三者評価に関する調査研究」において策定された第三者評価基準等を活用して自己評価を実施するとともに、第三者評価の受審に向けて取り組みます。(再掲 p 29)
- 児童福祉審議会において、子ども等から意見表明があった場合に、調査・審議して児童相談所に意見具申を行う枠組みの構築(子ども権利擁護部会(仮称)の設置)について、国の調査研究、モデル実施等の結果を踏まえながら検討していきます。(再掲 p 29)
- また、一時保護中の子どもが一人ひとりの学力等に応じた適切な学習指導が受けられるよう、一時保護所に学習指導を行う職員を配置するとともに、教育委員会や学校と連携して指導体制の充実に努めます。(再掲 p 29)

【評価指標】

指標の内容	現在	R6年度	R11年度
3年毎の第三者評価受審を直近の3年以内に実施済みの一時保護所数	—	3	3
施設による一時保護専用施設の定員数(再掲)	0	12人	12人

一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実行ある見直しを進めることを目的として、平成30年7月、一時保護ガイドラインが国から示されました。

本ガイドラインにおいて、「一時保護においても子どもの権利が守られることが重要であり、子どもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法（職員への相談、意見表明できること、権利侵害の際の届出、不服申し立ての方法等）に関して子どもの年齢や理解に応じて説明を行う」こと、「(子どもの) 意見や相談を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の設置、あらかじめ子どもに意見を書き込める用紙を手渡すなど、子どもの意見をくみ上げる方法を採用することが考えられる」こと、更に「児童福祉審議会や子どもの権利擁護に関する第三者機関が、一時保護を行う場所の視察や子どもの意見聴取等を行うなどの一時保護中の子どもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましい」とされており、子どもの権利擁護について示されています。



また、次のとおり、一時保護の環境や体制整備についても、その望ましいあり方等について示されており、岩手県では、このガイドラインに基づき、一時保護所を含めた宮古児童相談所の改築に向けて取り組んでいるところです。

【一時保護ガイドライン（抜粋）】

4 一時保護の環境及び体制整備等

一時保護については、その目的を達成し、適切な支援が行われるよう、研修などによる職員の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要がある。

この際、一人ひとりの子どもの状況に応じて、安全確保やアセスメントなどを適切に行うことができる体制や環境を整えることが必要であるとともに、一時保護を行う場は、代替養育の場という性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものである。

そのため、一時保護を行う場においては、個別的な対応ができるようにするほか、閉鎖的環境での一時保護だけでなく、開放的環境における対応もできるよう、一時保護所内で開放的環境を確保する、委託一時保護を活用するなど地域の実情に合わせた環境整備を行うことが望ましい。

7 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進に向けた取組

I 社会的養護自立支援事業等の取組

【目指す姿・基本方向】

- 社会的養護を受けた方の自立支援について、社会的養護を離れた後も、個々の子どもや若者がその必要性に応じた適切な支援を受けながら、円滑に自立しています。

【現 状】

- 児童養護施設等退所者の中には、頼ることができる親や帰る場所等、家族というセーフティーネットが十分に機能していない場合が多く、そのため早い段階での自立を余儀なくされる子どもたちがいます。また、家庭の事情や生まれ育った環境から、適切な形でSOSを発したり、周囲と上手にコミュニケーションをとったりすることが苦手な人も少なくありません。
- 平成27年度に岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会が実施した「児童養護施設等退所者の社会的自立に必要な支援方策に係る調査実施結果」では、「退所者の半数以上が岩手県内に就職や進学をしていますが、3年以内の転職・退職率は76.1%で、経済的理由や勉強とアルバイトの両立困難等を理由とした退学者も3名」いたこと、「自分の生き方や性格、家族や家庭に関すること等が悩みや心配ごと」としてあるとの結果が出されており、「このことは、様々な背景を抱える入所児童等の自立支援が、入所中だけでなく、退所後の取組も重要であることを示唆し、この強化が喫緊の課題」であるとされています。
- このため、本県では、里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末までの間、引き続き必要な支援を提供する「社会的養護自立支援事業」を平成30年度から実施しています。
- 本事業では、事業全体を統括する支援コーディネーターを配置し、措置解除後の支援計画を定める「継続支援計画」を策定すると同時に、生活相談支援担当職員を配置し、措置解除後の子どもが必要な生活上の相談をできるよう取り組んでいます。
- 「身元保証人確保対策事業³⁷」においては、児童養護施設等を退所する子ども等で保護者等の適当な保証人がいない場合で、就職時やアパート等の賃借時に際して施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行っています。
- 「児童養護施設退所者等自立資金貸付事業³⁸」においては、施設等を退所した者であって、就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない、又は保護者からの養育拒否

³⁷ 平成19年度から実施。

³⁸ 家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付があり、平成28年度から実施。

等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するための取組を行っています。

- 財産管理等の権利擁護が必要な児童等について、児童相談所長が家庭裁判所に未成年後見人選任の申立を行い、家庭裁判所が選任した未成年後見人に対して、報酬及び保険料の支払いを行う「未成年後見人支援事業」を活用しています。

(図表 3-9) 身元保証人確保対策事業等の実績

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童養護施設 退所者等自立 資金貸付事業	生活費支援	—	—	—	0件	4件	5件
	家賃支援	—	—	—	1件	5件	6件
	資格取得資金	—	—	—	0件	1件	1件
未成年後見人支援事業（各年2月時点）		5人	8人	5人	5人	4人	3人
身元保証人 確保対策事業	就職時の身元保証	2人	0人	2人	1人	1人	1人
	賃貸住宅等の賃貸時の連帯保証	0人	1人	2人	1人	1人	1人
	大学入学時の身元保証	—	—	—	—	0人	0人
社会的養護自立 支援事業（※）	継続支援計画策定数	—	—	—	—	—	26人
	居住費・生活費申請数	—	—	—	—	—	0人

※H30 から実施

【課題】

- 平成30年度の社会的養護自立支援事業で、20歳以降も引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を受けるための居住費支援や生活費支援の申請はない状況であり、今後、本事業の更なる周知や実績に応じた事業規模の検討、施設と支援コーディネーターとの連携強化など、必要な方が確実に利用できるような取組が必要となっています。
- 「身元保証人確保対策事業」「児童養護施設退所者等自立資金貸付事業」等の事業についても、必要とする子どもが確実に利用できるよう、制度の更なる周知が必要です。

【施策の具体的推進】

- 社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業について、児童相談所や施設へ周知するとともに、事業の活用状況や当事者、施設関係者の意見を踏まえながら、その拡充を図ります。
また、家庭支援専門相談員など、施設退所後のアフターケアに取り組んでいる施設職員と社会的養護自立支援事業受託者との連携を強化していきます。
- 自立に向けた経済的支援を必要としている退所者が、確実に児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を利用できるよう、制度の周知を行います。また、「身元保証人確保対策事業」や「未成年後見人支援事業」についても、必要とする子どもたちが確実に事業を利用できるよう、更に周知を図ります。

Ⅱ 自立援助ホームの設置運営

【目指す姿・基本方向】

- 児童養護施設等を退所した後も自立のための援助や生活指導が必要な者、それらの支援を希望する者、自宅で養育されていても不適切な養育環境等のために自立に向けた支援を必要とする者が、自立援助ホームで日常生活及び就業等の支援を受けながら、円滑に自立することができています。

【現 状】

- 自立援助ホームは、社会的養護を必要としながら、福祉、医療、労働、司法などの制度の狭間で支援を受けられなかった子どもたちを対象に、「誰一人も見捨てない」、「最後の砦」という思いを持つ人々によって開設された歴史があります。
- 平成 23 年度に措置費の事務費について定員に応じて支弁する定員払化が実現したこと、平成 24 年度には賃貸家屋補助制度により運営の安定化が図られてきましたが、全国では 2 割のホームが暫定定員設定を受けている等、経営状況が不安定な傾向にあります。
- 本県においては、平成 23 年度に初めて設置され、岩手県社会福祉事業団が運営している「自立援助ホームステップ」が唯一の自立援助ホームです。
- 平成 28 年の児童福祉法改正をうけて就学者自立生活援助事業³⁹が始まり、22 歳の年度末までの間にある大学等就学中の方が対象に追加されました。
- この改正を受け、岩手県では、自立援助ホームにおいて大学等に就学している方が 20 歳を超えて居住する場合に、生活費や就職支度費等を支援する「就学者自立生活援助事業」を平成 30 年度から実施しています。

【課 題】

- 本県の自立援助ホームは、平成 23 年度に初めて設置されて以降、1 か所のみ増えておらず、男女混合型の施設となっています。今後、関係機関等との協議等を継続しながら、2 か所目以降のホームの必要性について、定員数や男女別等も含め、検討していくことが必要です。
- 現在、就学者自立生活援助事業の利用者はいませんが、必要とする方が確実に利用できるよう、更なる周知と実績に応じた事業規模の検討が必要です。
- 同時に、虐待を受けた子どもや発達障害を抱えた子どもの入居が増加傾向にあり、多様な背景の子どもたちが入所している自立援助ホームにおいて、多様な支援ニーズに対応するため、職員の資質の向上と心理専門職の配置が求められます。

³⁹ 20 歳到達後も、大学等に就学中の者にとっては、22 歳の年度末まで児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）による援助を継続して受けることができる。

【施策の具体的推進】

- 自立援助ホームの必要性について、県を中心として、児童養護関連施設、有識者等を含めた関係機関と協議するとともに、必要とするホーム数や運営形態等について検討します。
- 20歳を超えた後も継続して支援の必要な方が自立援助ホームを利用できるようにするための就学者自立生活援助事業、就学していない方の生活を支援する社会的養護自立生活援助事業の実施を継続します。また、利用者の実績や希望者の状況に応じて、事業規模の拡大を検討します。
- 児童支援に当たっては、多様な支援ニーズに対応するため、専門職の配置や職員の質の更なる向上に向けた研修を支援するとともに、県外の先進地視察等の取組を検討します。

【評価指標】

指標の内容	現在	R6年度	R11年度
自立援助ホーム数	1	2	2

8 専門的な相談対応を行う児童相談所の強化等に向けた取組

I 県児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 専門性を必要とする児童相談所職員を配置するため、計画的な福祉人材の確保・育成を行っています。

【現 状】

- 児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続けており、全国的に重篤な児童虐待事件や児童虐待による死亡事件が後を絶たず、深刻な状態が続いています。
- 本県においても、児童虐待相談対応件数の増加が続いており、平成 30 年度には児童虐待による死亡事件が発生しました。また、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、発達、法律等の面で専門的知識に基づく確・迅速な対応が必要となっています。
- このような状況を踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の増員に取り組んでいるほか、福祉総合相談センターにおいては、令和元年度、児童相談課を 2 課体制とする等、児童相談所の体制強化を図っています。
- また、医療的なケアが必要な子どもや法的対応が必要な場面等も増えていることから、嘱託医を 6 人、嘱託弁護士を 4 人配置し、全ての児童相談所が相談できるよう、定例日と随時の相談日を設けており、必要に応じて相談できる体制整備に取り組んでいます。

【課 題】

- 児童福祉司については、業務量の増加に伴い、適宜増員しているところであり、平成 29 年度は 32 人、平成 30 年度は 37 人、令和元年度は 44 人を配置しており、増加する児童虐待相談に適切に対応していくため、更なる増員が必要です。
- 児童心理司⁴⁰数についても、増員しているところですが、令和元年の児童福祉法などの改正において、「政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする」とされたことから、適切な配置が求められています。
- 児童福祉司、児童心理司の増員に伴い、経験年数が浅い職員も多く配置されており、指導・教育を担うスーパーバイザーの養成・バランスのよい配置が必要です。
また、スーパーバイザーが指導・教育に専念し、支援ケースの適切な進捗管理ができるようスーパーバイザー業務を見直す等、スーパービジョンを行う体制の確保が必要です。
- 医療的ケアが必要な子ども、児童福祉法 28 条申立や親権制限の申立による法的対応が必

⁴⁰ 子どもや保護者等に対し、心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導（心理療法、カウンセリング、助言指導等）を行う者。現行は通知において、児童福祉司 2 人につき 1 人を配置することが定められている。

要な場面等が増えており、医師や弁護士との連携体制を更に強化する必要があります。

- 専門領域や経験年数に応じて、各種研修に計画的に参加できるよう、研修体系の構築、予算の確保が必要です。

【施策の具体的推進】

- 児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員を図るとともに、適正な配置に取り組み、スーパーバイザーがその業務に専念できる体制を確保します。このため、適切に指導・教育を行えるスーパーバイザーの養成に取り組みます。
- 医師や弁護士との連携については、今後も必要な体制を維持するとともに、ニーズに応じた拡充を検討していきます。
- また、経験年数等に応じた専門性や相談対応力の向上を図るため、研修の体系化に向けて取り組みます。

【評価指標】

指標の内容	現在	R6年度	R11年度
児童相談所の児童福祉司数	—	49	49
里親養育支援児童福祉司数	0	3	3

コラム 児童相談所の体制強化

- 一貫して増加を続けている児童虐待相談対応件数、後を絶たない重篤な児童虐待事件や児童虐待による死亡事件等、深刻な状態が続いている状況に対応するため、平成28年改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、市町村及び児童相談所の体制の強化等が対策として講じられました。
- その後、平成30年3月に東京都で児童虐待死亡事件が発生し、同年7月20日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定されたほか、同年12月18日には児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策総合強化プラン」が策定され、児童虐待防止対策の取組を進めていくこととされました。
- さらに、平成31年1月に千葉県で発生した死亡事件を受け、同年2月8日に再び関係閣僚会議において、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定され、対策に取り組むこととされました。
- また、令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童相談所の介入機能と支援機能の分離、児童相談所の医師及び保健師の配置等に触れられており、児童相談所の更なる体制強化が求められています。



Ⅱ 盛岡市の児童相談所設置に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 中核市である盛岡市の児童相談所設置について、盛岡市や関係機関の意見を丁寧に伺いながら、必要な支援を実施しています。

【現 状】

- 県内唯一の中核市である盛岡市においては、平成30年4月に子育て世代包括支援センターと子ども家庭支援拠点の機能をもつ子ども未来ステーションを設置し、児童虐待対応の体制を充実させたところであり、児童相談所の設置に関しては、平成31年2月時点の厚生労働省の調査において「設置の有無も含めて検討中」としており、継続して情報収集等を行っている状況です。
- 県福祉総合相談センターでは、日常的に児童虐待を含めた相談対応に係る助言・支援を行っているほか、県は児童虐待防止アクションプランのヒアリング等により意見交換し、連携して取り組んでいるところです。
- さらに、県では、平成31年4月から、県福祉総合相談センターと盛岡市の子ども未来ステーションとの間で人事交流を始めたところであり、児童福祉に係る専門性の高い人材育成に向けて支援しています。

【課 題】

- 盛岡市の児童相談所設置については、盛岡市の意見、盛岡市子ども家庭総合支援拠点の運営状況、県児童相談所の体制等も踏まえ、丁寧な意見交換と情報提供が必要です。

【施策の具体的推進】

- 盛岡市においては、児童相談所の設置に関して情報収集を行っている段階であり、引き続き盛岡市の意向を確認しながら、国の児童相談所の設置促進施策等についての情報提供や意見交換を行うなど、必要な支援を行っていきます。

-
- 平成 16 年の児童福祉法（平成 16 年法律第 153 号）の改正により、中核市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされました。
 - この改正の背景としては、児童と家庭に関する相談について市町村の役割を強化する中で、中核市程度の人口規模等を有する自治体に児童相談所を設置することにより、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となること、中核市は保健所設置市でもあり、保健福祉にわたる総合的なサービスの提供も可能となることからその設置を図ることが適当であるとされた一方、こうした自治体における児童相談所の設置については、専門性の確保等の課題があること等から、地域の実情に応じ、段階的に進めていくこととされました。
 - 平成 28 年改正児童福祉法では、特別区についても、中核市と同様の人口規模を有しており、児童と家庭に関する重篤な問題の発生も多いこと、子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、かつ、保健所を設置する主体であり保健福祉にわたる総合的なサービスの提供が可能となることから、事務遂行体制等が確保されるものであれば、児童相談所の設置を目指す特別区においても、市と同様、国が政令で指定できることとされました。
 - 同法の附則において「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるもの」と規定されています。
 - 令和元年 6 月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の附則第 7 条においては、「政府は、改正法の施行後 5 年間を目途として、児童相談所及び一時保護所の整備の状況、児童福祉司その他の児童相談所の職員の確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、児童相談所及び一時保護所の整備並びに職員の確保及び育成の支援その他必要な措置を講ずること」とされ、同時に「政府は、これらの支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図るものとする」とされました。
-

参考資料

1 児童養護施設に入所している子どもへのアンケート調査

1 目的

岩手県社会的養育推進計画の策定にあたり、当事者である子どもたちの計画策定への参画の方法のひとつとして、アンケート調査を実施しました。

2 内容

- ・ 施設を退園した後の不安や心配
- ・ 施設退所後（高校卒業後）の進路・就職先
- ・ その進路や就職先は希望していたものか
- ・ （希望していなかった場合）希望する進路に進めなかった理由
- ・ どのような支援があれば希望する進路に進むことができたと思うか
- ・ 施設を退所した後に相談できる人の有無
- ・ 施設を退所した後に必要と思われる支援内容
- ・ 施設生活を送るうえで希望すること、施設生活を充実させるために希望すること等

3 実施方法、対象者

(1) 実施方法

児童養護施設を通じてアンケートを配布。各施設で取りまとめの上、提出してもらいました。

(2) 対象者

児童養護施設に入所している高校3年生（22人）

(3) 結果

次ページのとおり

児童養護施設入所児童（高校3年生）アンケート結果

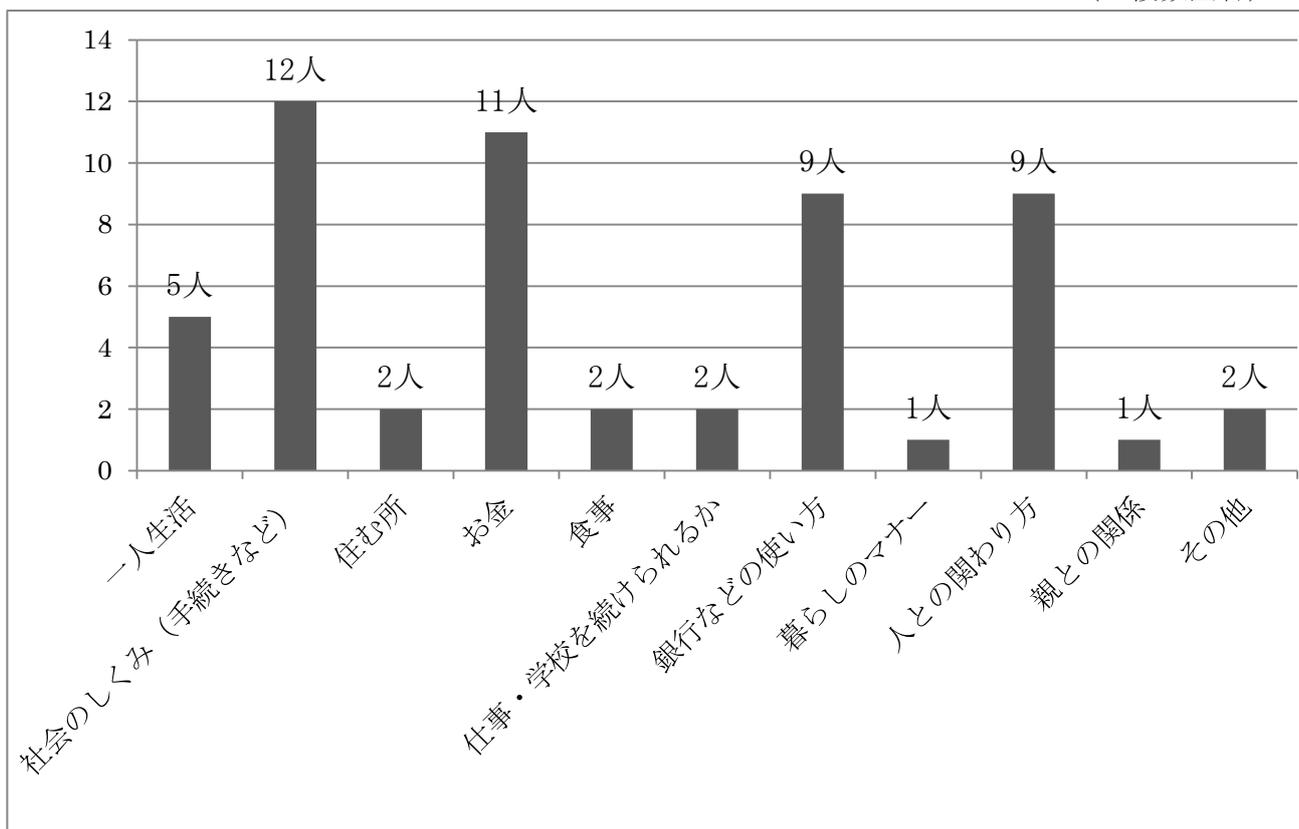
対 象：児童養護施設入所中の高校3年生全員

回答人数：22人

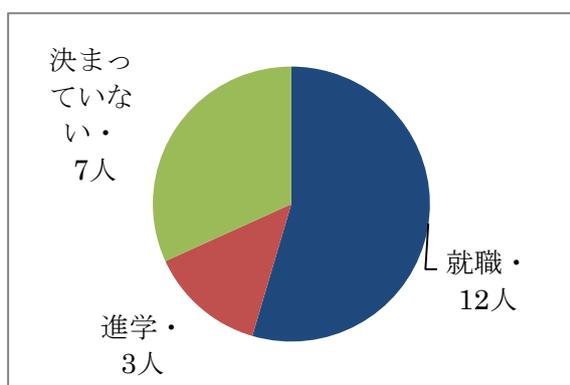
回答時期：平成30年12月

【設問1】 高校を卒業して施設を退園する時に、どのような不安や心配がありますか？

(*複数回答)



【設問2】 高校卒業後の進路は決まっていますか？ (回答者22人)

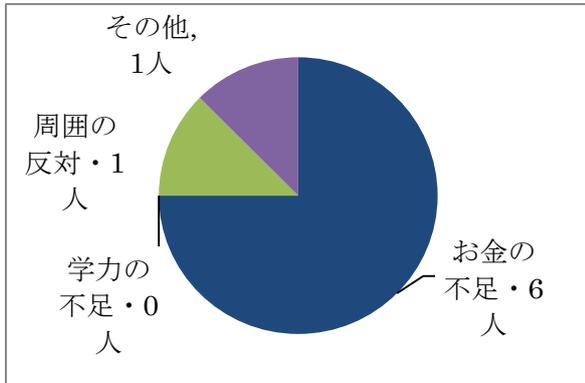


○「決まっていない」理由

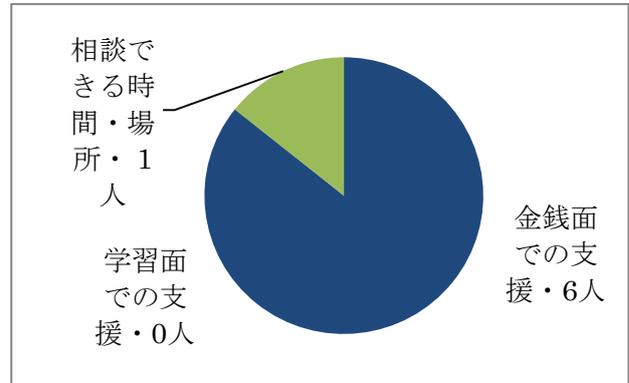
- ・採用試験がまだだから
- ・試験がまだだから
- ・実習を通して今考え中 等

【設問3】 進学したくてもできないと思った人にお聞きします。

3-1 進学できないと思った理由は何ですか？（回答者7人）

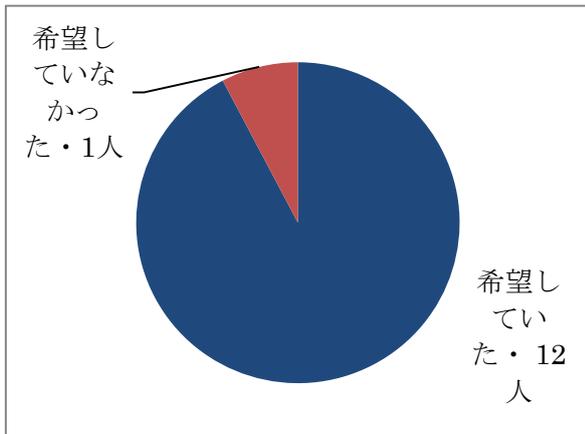


3-2 どのような支援や手助けがあれば進学できたと思いますか？（回答者6人）



【設問4】 就職先が決まっている人にお聞きします。

4-1 そこは希望する就職先でしたか？（回答者13人）



4-2 希望する職場に就職できなかった理由は何ですか？（回答者1人）

- ア アパート等を借りる費用がないため、住まいが確保された求人から選ぶ必要があったから
- イ 自動車運転免許等の採用条件を満たしていなかったから
- ウ 就職先についての情報を十分に把握していなかったから
- エ その他（記載なし）

4-3 どのような支援や手助けがあれば、希望する職場に就職できたと思いますか？

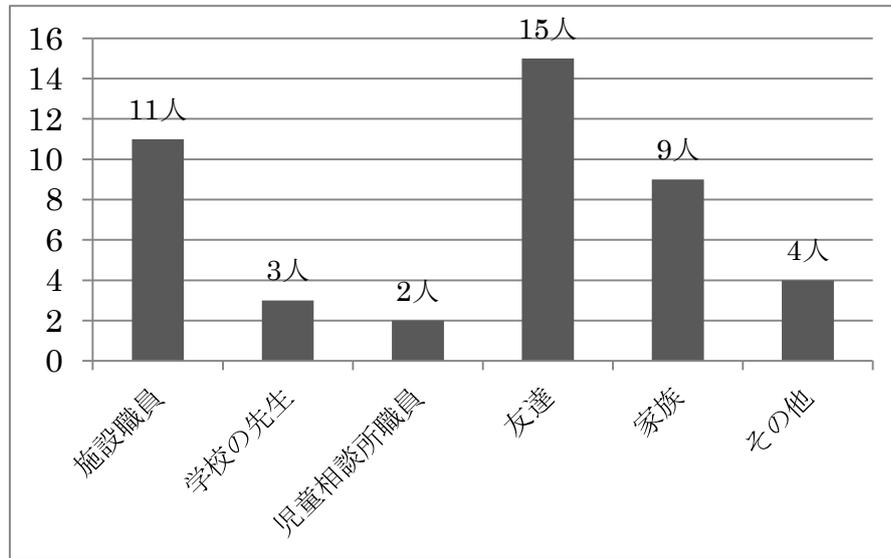
- アパート等の生活する場所を借りるための費用の補助（1人）
- その他（記載なし）（1名）

【設問5】 施設を退所した後、仕事や勉強、交友関係など生活のことを相談できる人はいますか。

い る・・・20名

いない・・・2名

※「いる」と答えた方の相談先の内訳（*複数回答）



※「その他」の内容

- 元施設職員
- 病院の臨床心理士
- 先輩
- 計画相談の方

【設問6】 施設を退園する時に、他にどのような支援や手助けがあるといいと思いますか。思いつくことを記入してください。（*自由記載）

回 答・・・12名

無回答・・・10名

※回答した方の記載内容

- 退園後にも相談にのってほしいところ（1人）
- 急に一人になるのが不安だからそういう系（1人）
- 生活のための支援（1人）
- 金銭面での支援等があれば助かります（1人）
- アパートなどのお金を助けてくれる（1人）
- お金を下さい。車も下さい（1人）
- 今どんなものがあるのかわからないのでなんとも（1人）
- 思いつかない、特になし、ない（5人）

【設問7】 施設で生活するうえで希望すること、施設生活を充実させるためにして欲しいこと（して欲しかったこと）等がありましたら、ご記入ください。（*自由記載）

回答・・・11名

無回答・・・11名

※回答した方の記載内容

- 理解して関わって欲しかった（1人）
- 職員とのコミュニケーションを充実させてほしい（深い内容を相談できる関係性・雰囲気作り等）（1人）
- 帰りたくないと思わない環境にしてほしい（1人）
- 1人部屋（1人）
- 窓が風を通さない窓が良かった（1人）
- 色々、経験してみたい（1人）
- 友人の家にとまりに行ったりするのがOKだったら良かったと思う（1人）
- 特になし、思いつかない、ないです（5人）

2 児童養護施設に入所している子どもとの意見交換

1 目的

岩手県社会的養育推進計画の策定にあたり、当事者である子ども達の計画策定への参画の方法のひとつとして実施したアンケート調査とともに、子ども達の意見や要望等を直接聴取し、今後の事業の参考とするために開催しました。

2 日時

平成31年1月9日（水）14時～16時

3 場所

岩手県福祉総合相談センター

4 内容

(1) 第一部 講座

- ア 社会的養護自立支援事業について
- イ 実生活自立支援講座（施設退所後に役立つ知識について）

(2) 第二部 意見交換会

- ア アンケート結果について
- イ 社会的養育推進計画の骨子案について
- ウ 意見交換

(子ども達からの意見の一例)

- ・ （高校卒業後）県外に進学した後の生活費が心配。施設入所者向けの給付型奨学金をつくってほしい。
- ・ 一時保護所で好きな服装を着たり、自分の持ち物を使えないことがあった。
- ・ 一時保護所で遊ぶ時間や運動する時間が限られていた。
- ・ 本体の施設とグループホームの間でルールに違いがあったり、情報が伝わらなかったりすることがあるので、小さい子どもも理解できるように丁寧に伝えてほしい。
- ・ （施設から）友人の家に泊まりに行けるようにしてほしい。

3 社会的養育推進計画策定の経緯

年月	内容	概要
平成 28 年 6 月	児童福祉法改正	家庭養育優先原則の明確化
平成 29 年 8 月	新しい社会的養育ビジョン	里親等委託率の目標率と達成年限が示される
平成 30 年 7 月	都道府県社会的養育推進計画の策定要領	
〃	フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン	
〃	乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方について	
〃	一時保護ガイドラインについて	
平成 31 年 1 月 ～ 2 月	社会的養育推進計画策定に係るヒアリング	乳児院、児童養護施設へのヒアリング
令和元年 6 月	令和元年度第 1 回社会的養育推進検討会	
令和元年 7 月	令和元年度第 2 回社会的養育推進検討会	
令和元年 8 月	令和元年度第 3 回社会的養育推進検討会	
令和元年 9 月	子ども子育て会議（素案説明）	
令和元年 11 月	素案に対する意見照会（検討会委員）	
令和 2 年 1 月	パブリックコメント実施（1/8～2/7）	
令和 2 年 1 月	令和元年度第 4 回社会的養育推進検討会	
令和 2 年 3 月	県議会常任委員会（報告）	

4 社会的養育推進計画の検討体制

岩手県社会的養育推進検討会設置要綱

(設置)

第1 児童養護施設及び乳児院等における家庭的な養護環境の確保並びに里親委託推進等による社会的養育の推進のための意見交換及び施策の検討を行うことを目的として、「岩手県社会的養育推進検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 検討会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 家庭的養護の推進に関すること。
- (2) 社会的養育に係る県社会的養育推進計画の策定に関すること。

(委員)

第3 検討会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 検討会に委員長を置くものとし、委員長は、委員の互選をもって選出する。

(会議)

第4 検討会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員が事情により会議に出席できない場合は、代理者の出席によりこれに代えることができる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5 検討会の庶務は、岩手県保健福祉部子ども子育て支援課において処理する。

(補則)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員が協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

所属・職名	
児童養護施設	和光学園長
〃	青雲荘院長
〃	大洋学園長
〃	一関藤の園園長
〃	清光学園長
〃	みちのくみどり学園長
日赤岩手乳児院長	
善友乳児院長	
児童心理治療施設	ことりさわ学園長
児童自立支援施設	杜陵学園長
岩手県里親会会長	
〃	副会長
岩手県立大学社会福祉学部教授	
岩手県福祉総合相談センター児童女性部長	
岩手県一関児童相談所長	
岩手県宮古児童相談所長	
岩手県保健福祉部子ども子育て支援課総括課長	

岩手県社会的養育推進計画

令和2年3月

岩手県保健福祉部子ども子育て支援課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL 019-651-3111 (内線 5461) FAX 019-629-5456

